

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 平成 25 年度遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2 号 平成 25 年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3 号 平成 25 年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 7 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 10 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 11 議案第 3 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 議案第 4 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 5 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 6 号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 7 号 遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 8 号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 9 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 18 議案第 10 号 平成 25 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 19 議案第 11 号 平成 25 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 20 議案第 12 号 平成 26 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 13 号 平成 26 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 14 号 平成 26 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 15 号 平成 26 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 認定第 1 号 平成 25 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 5 認定第 2 号 平成 2 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 3 号 平成 2 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 4 号 平成 2 5 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 5 号 平成 2 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 6 号 平成 2 5 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 7 号 平成 2 5 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 8 号 平成 2 5 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 2 一般質問

平成26年第5回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月16日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 平成25年度遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 平成25年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 平成25年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 7 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 同意第 2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第10 | 議案第 2号 | 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第11 | 議案第 3号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 4号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 5号 | 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 6号 | 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 7号 | 遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 8号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第 9号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第18 | 議案第10号 | 平成25年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |

《平成26年9月16日》

- 日程第 1 9 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 2 0 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 認定第 1 号 平成 2 5 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 2 号 平成 2 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 3 号 平成 2 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 4 号 平成 2 5 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 5 号 平成 2 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 6 号 平成 2 5 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 7 号 平成 2 5 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 8 号 平成 2 5 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 2 一般質問
- 日程第 3 3 認定第 1 号 平成 2 5 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について（付託案件）（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 4 認定第 2 号 平成 2 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（付託案件）（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 5 認定第 3 号 平成 2 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（付託案件）（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 6 認定第 4 号 平成 2 5 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（付託案件）（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 7 認定第 5 号 平成 2 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について（付託案件）（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 8 認定第 6 号 平成 2 5 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について（付託案件）（決算審査特別委員会審査報告、会期

《平成 2 6 年 9 月 1 6 日》

- 中審査)
- 日程第 3 9 認 定 第 7 号 平成 2 5 年度遠軽町水道事業会計決算認定について (決算
(付託案件) 審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 0 認 定 第 8 号 平成 2 5 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について (決
(付託案件) 算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 1 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 4 2 意見案第 1 号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める
意見書
- 日程第 4 3 意見案第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書
- 日程第 4 4 意見案第 3 号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書
- 日程第 4 5 意見案第 4 号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正な
どを求める意見書
- 日程第 4 6 意見案第 5 号 平成 2 7 年度予算 (介護・子ども) の充実・強化を求める
意見書
- 日程第 4 7 常任委員会所管事務調査報告

◎出席議員 (17名)

議 長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	杉 本 信 一 君
	1 番	今 村 則 康 君	2 番	岩 上 孝 義 君
	3 番	佐 藤 昇 君	4 番	稲 場 仁 子 君
	5 番	奥 田 稔 君	6 番	山 田 和 夫 君
	7 番	黒 坂 貴 行 君	9 番	岩 澤 武 征 君
	1 0 番	阿 部 君 枝 君	1 1 番	山 谷 敬 二 君
	1 2 番	松 田 良 一 君	1 3 番	竹 中 裕 志 君
	1 4 番	秋 元 直 樹 君	1 5 番	高 橋 義 詔 君
	1 6 番	一 宮 龍 彦 君		

◎欠席議員 (0名)

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 委 員 会 長	新 山 史 賢 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農 業 委 員 会 会 長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

《平成 2 6 年 9 月 1 6 日》

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	大河原忠宏君
経済部技監	中川原英明君	総務部参与	岡村宏君
総務課長	舟木淳次君	情報管財課長	中村哲男君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	鈴木光男君
保健福祉課長	松橋行雄君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	会津靖朗君	農政林務課長	澤口浩幸君
商工観光課長	伊藤雅彦君	ジオパーク推進課長	鴻上栄治君
建設課長	山本善宏君	建設課参事	内野清一君
水道課長	久保英之君	会計管理者	小野寺健君
保育課長	菊地隆君	丸瀬布総合支所長	小谷英充君
白滝総合支所長	荒井正教君	生田原総合支所産業課長	大辻祐一君
教育長	河原英男君	教育部長	寒河江陽一君
教育部総務課長	大貫雅英君	社会教育課長	佐藤祐治君
教育部総務課参事	藤本陽一君	社会教育課参事	門脇和仁君
図書館長	佐川哲史君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田守君	事務局主幹	河本伸二君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成26年第5回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成25年度分及び平成26年度分例月出納検査並びに財政支援団体等に対する監査結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第32までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山田議員、秋元議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件については、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義昭君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成26年第5回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月10日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月25日までの10日間と決定いたしました。

なお、9月18日は議案調査のため、9月19日、22日及び24日は決算審査のため、9月20日、21日及び23日は休日のため休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月19日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月25日までの10日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月25日までの10日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成26年第5回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成26年第4回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、自衛隊関係についてであります。6月21日に陸上自衛隊遠軽駐屯地63周年記念市中パレードが、道道遠軽芭露線、愛称連隊通りにおいて行われました。沿道には約1,500人の町民の皆様が詰めかけ、車両及び徒歩で行進する隊員の勇姿に大きな声援が送られました。市中パレードの実施により、地域住民と遠軽駐屯地とのより一層の一体感の醸成が図られたところであり、関係者の御支援と御協力に深く感謝を申し上げます。

7月18日には、自衛隊と町との間で、大規模災害時等にお互いが連携して迅速かつ円滑な応急対策活動が行えるよう、大規模災害時等における連携に関する協定を結びました。また、大規模災害時等において、長期にわたり被災地等に派遣される隊員等が安心して職務に専念できるよう、留守家族に支援を行う大規模災害時等における派遣隊員等の留守家族支援に関する協定も結び、災害時における町民の安全・安心の確保に向けた支援体制がより明確化されました。

8月27日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会において、今後予定されている現中

《平成26年9月16日》

期防衛力整備計画の見直しや次期中期防衛力整備計画の策定において、北海道における自衛隊の体制が強化されるよう防衛省、国会議員及び関係機関に対し強く要望活動を行ってまいりました。

次に、商工観光関係につきましては、7月20日、21日に、第2回大雪山ウルトラトレイルを開催したところであります。この大会は、遠軽町、上川町及び東川町の3町で立ち上げた実行委員会のもと、大雪山系をフィールドに開催し、全体で271人のエントリーがあり、中でも全長110キロメートルの最長コースでは74人が健脚を競ったところであります。また、本大会を初めとして、町内の各地域では、第27回ヤマベまつりや第1回アンジくんのふるさとまつりなど、大いににぎわったところでありまして、特に森林公園いこいの森で開催された第32回まるせつ観光まつりは大変盛況となりまして、約1万2,000人の人出があったところです。主催していただきました実行委員会を初め、御協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、プレミアム付商品券発行事業についてであります。7月27日に遠軽商工会議所が、28日にえんがる商工会が、それぞれえんがる地域商品券の販売を開始したところであります。しかしながら、商品券の販売が不調であることから、地域経済の活性化のため販売期間及び利用期間等を延長し、実施することとしたところです。

次に、ふるさと交流事業についてですが、6月28日に東京都で東京遠軽会が5年ぶりに開催されました。会員の減少や役員の高齢化などにより、平成22年から休会を余儀なくされていましたが、若い世代の皆様が中心となって活動を再開し、60人以上が集まった懇親会では、遠軽町の近況や特産品の紹介なども行い、盛会のもと終了したところです。

次に、北海道合併市町連携会議についてですが、7月23日に札幌市で総会を開催しました。総会では、依然として合併自治体を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、今後もきめ細かな住民サービスを維持し、将来のまちづくりを力強く推進できるよう交付税の合併算定替終了後における財政支援措置について、要望活動を進めていくことを確認したところです。

次に、道路環境の整備についてであります。6月24日から26日に高規格道路旭川紋別自動車道早期建設促進期成会、7月29日、30日に遠軽北見道路整備促進期成会において、それぞれの道路の整備促進について関係省庁及び国会議員に対し要望活動を行ってまいりました。また、旭川紋別自動車道のインターチェンジが、ロックバレースキー場周辺に設置されることになりましたので、インターチェンジの完成と合わせて、年間を通して利用できる集客施設の整備に向け、関係機関等と協議を進め地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。本年度は新たに実業団ラグビーチームのホンダヒートや横浜隼人高校硬式野球部の合宿が行われ、8月末までの合宿団体数は、野球19団体、ラグビー14団体、バレーボール23団体、弓道及び水泳が各1団体の合

わせて58団体、1,340人となり、交流人口の増加及び地域経済の活性化につながったものと考えております。今後も、合宿団体との交流による子供たちのスポーツ力向上、地域経済の活性化に向けて積極的に合宿誘致に取り組んでまいります。

次に、本会議に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号平成25年度遠軽町一般会計継続費については、平成25年度遠軽町一般会計の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号平成25年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づき監査委員の意見を付けて平成25年度遠軽町健全化判断比率を議会に報告するものです。

報告第3号平成25年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づき監査委員の意見を付けて平成25年度遠軽町資金不足比率を議会に報告するものです。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員であります横田昌弘氏が平成26年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員であります小山田豊氏、佐藤昌之氏及び前本雅司氏が平成26年11月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更については、北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入すること及び同組合同約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法の制定に伴い本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定及び議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の一部改正に伴い本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正については、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い本条例を定めるものです。

《平成26年9月16日》

議案第 8 号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い本条例を定めるものです。

議案第 9 号財産の無償譲渡については、廃止した遠軽町白滝水力発電所をNK北海道水力発電株式会社が改修して発電事業を実施するため、財産を無償で譲渡したく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 10 号平成 25 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成 25 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 11 号平成 25 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成 25 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 12 号平成 26 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方交付税、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については寄附者の御意思に沿いまして目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、ふるさと納税寄附金の件数の増加に伴う謝礼に係る経費の追加、社会保障・税番号制度システム整備に係る経費、税外過誤納還付金の追加、丸瀬布厚生病院損失負担金の追加、湧別原野クロスカントリースキー大会負担金の追加、生田原振興公社補助金、下水道事業会計繰出金の追加、南中学校耐震改修工事調査設計業務委託及び（仮称）スポーツ広場整備工事実施設計業務委託に係る経費等を計上したところです。

なお、生田原振興公社補助金については、平成 19 年度以降のちゃちゃワールド管理業務委託料における積算の考え方に誤りがあったことによるものでありまして、この間、当該振興公社には多大な御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、今後このようなことがないように十分注意を払い事務を務めさせてまいります。

議案第 13 号平成 26 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、介護給付費負担金等の返還金を計上したところです。

議案第 14 号平成 26 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）については、浄化槽設置工事の追加に係る経費を計上したところです。

議案第 15 号平成 26 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、（仮称）遠軽豊里インターチェンジ周辺整備計画に伴う下水道事業基本計画等変更業務委託及び公共下水道管渠設計業務委託に係る経費を計上したところです。

認定第 1 号から認定第 8 号までについては、平成 25 年度遠軽町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

《平成 26 年 9 月 16 日》

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、お手元の行政報告には記載しておりませんが、9月10日に発生した水泳授業送迎バスの交通事故について御報告いたします。

当日、午前11時45分ごろ、福路2丁目のえんがる温水プール駐車場において、南小学校3学年が水泳授業を終え、児童35人、教員3人が乗車した教育委員会借り上げの民間バスが、出発直後、敷地内の街灯に衝突する事故がありました。この事故により、児童17人が体の痛みなどを訴えたため遠軽厚生病院で診察治療を受けましたが、幸いいずれも軽症で済み安堵したところです。けがをされた児童の皆様には御見舞い申し上げますとともに、御心配おかけしました保護者の皆様におわびを申し上げる次第です。今後このようなことが起こらないよう、改めて注意を喚起してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（前田篤秀君） 引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号平成25年度遠軽町一般会計継続費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 報告第1号平成25年度遠軽町一般会計継続費につきまして御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計継続費につきまして、別紙のとおり継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものであります。

次のページをお開き願います。

平成25年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について御説明いたします。

平成24、25年度の2か年継続事業として実施しました向遠軽開拓道路改良舗装工事は、全体計画の年割額計7,250万円に対し、実績の支出済額計は7,175万7,000円で74万3,000円の減額となっています。

次に、同じく平成24、25年度の2か年継続事業として実施しましたふくろ団地公営住宅新築工事は、全体計画の年割額計4億6,067万7,000円に対し、実績の支出済額計は同額の4億6,067万7,000円であります。

以上で、説明を終わります。

《平成26年9月16日》

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号平成25年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号平成25年度遠軽町健全化判断比率について、日程第6 報告第3号平成25年度遠軽町資金不足比率についてを一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 報告第2号平成25年度遠軽町健全化判断比率について御説明いたします。

平成25年度遠軽町健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも実質赤字がありませんので比率はありません。

次に、実質公債費比率とは、一般会計、企業会計、広域組合等が負担する公債費の負担割合であります。比率は11.9%で、前年度より0.5ポイント改善しております。なお、本町の実質公債費比率に係る早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率とは、地方債や債務負担行為など、一般会計等が将来負担すべき負債の割合であり、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。比率は26.1%で、前年度より21.8ポイント改善しております。なお、本町の将来負担比率に係る早期健全化基準は350%であります。

続きまして、報告第3号平成25年度遠軽町資金不足比率について御説明いたします。

平成25年度遠軽町資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

個別排水処理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計については、いずれも資金不足はありませんので、比率はありません。

なお、参照資料として、赤番9、平成25年度遠軽町健全化判断比率及び特別会計資金不足比率審査意見書並びに赤番11、平成25年度遠軽町企業会計資金不足比率審査意見書を御参照いただきたいと思います。と存じます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました報告2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号平成25年度遠軽町健全化判断比率についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成25年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号平成25年度遠軽町資金不足比率についての質疑を行います。

一宮議員。

○16番(一宮龍彦君) 監査委員のほうから意見書ということで文書が提示されておりますけれども、1ページに書かれているように、これ、将来予測として、資金不足に必ず陥る時期が来るのだらうというふうなことで、町としては、予測としてですよ、いつごろそういう厳しい状況に陥るかというところで予測している年度的なものがありますか。あくまで予測ですので、大体と、今の合併特例債だとか何とかと切れる時期、その時期にというふうには思いますけれども……。

○議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木財政課長。

○財政課長(鈴木光男君) 町全体の将来計画として、今、合併の特例というのがございまして、それが平成33年度からなくなるということで、一般会計自体がその辺大変厳しくなるという予想ございましたけれども、今、国のほうで支所に対する経費とか、その他未了ということで、ある程度やっていけるとい、目先というか付いてございます、将来の計画として。したがって、それに付随する個別排水、水道、下水に関してもやっていけるといふふうに私どもは思っております。ただ、料金の引き上げとか、そういう部分は多少出てくるかなと思っておりますけれども、将来的にも資金不足が発生するといふふうには考えてございません。全道的に見ましても、資金不足、今の時点で発生しているところはございません。

以上でございます。

○議長(前田篤秀君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成25年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第7 同意第1号

《平成26年9月16日》

○議長（前田篤秀君） 日程第7 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員横田昌弘氏が平成26年11月8日をもって任期満了となるため、後任の委員を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝975番地6。

氏名、横田昌弘。

生年月日、昭和34年3月25日であります。

横田昌弘氏は、人格高潔で教育に関して識見を有する方でありますので、教育委員会委員としまして任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第8 同意第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員、小山田豊氏、佐藤昌之氏、前本雅司氏の3人の方々が平成26年11月8日をもって任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

《平成26年9月16日》

同意を求める委員の住所、氏名、生年月日は、住所、遠軽町白滝691番地、氏名、前本雅司、生年月日、昭和21年9月25日であります。もう一方は、住所、遠軽町生田原271番地8、氏名、秋田博、生年月日、昭和22年7月28日であります。もう一方は、住所、遠軽町東町3丁目3番地54、氏名、橋本健一、生年月日、昭和28年8月5日であります。

この3人の方々につきましては、人格高潔で固定資産の評価に関して識見を有する方々でありますので、固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、別紙のとおり表彰したく議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第1号オに該当いたします自治功労でありまして、20年以上遠軽町社会教育委員として在職されています遠軽町丸瀬布新町247番地、木村恵子様、同じく20年以上、遠軽町スポーツ推進審議会委員として在職されています遠軽町大通北2丁目2番地27、吉川紘様であります。

2としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町岩見通南1丁目1番地23、三宅宗勝様から福祉センター建替え資金といたしまして500万円、北見市西三輪7丁目705番地15、中原嘉美様から公共用地といた

《平成26年9月16日》

しまして遠軽町西町2丁目6番地142の土地803.46平方メートル、遠軽町岩見通北4丁目4番地32、笠松恭子様から福祉センター建替え資金といたしまして100万円、遠軽町大通北2丁目2番地100、浅野愛子様から福祉センター建替え資金といたしまして100万円の御寄附をいただいたものであります。

3といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、湧別町開盛41番地、遠軽舗道株式会社様からまちづくり振興資金といたしまして200万円の御寄附をいただいたものであります。

4としまして、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当いたします消防功労でありまして、20年以上遠軽町消防団員として勤続されています遠軽町丸瀬布上武利282番地3、上野善博様、遠軽町生田原安国126番地3、伊藤幸一様、遠軽町南町3丁目4番地509、長野博樹様であります。

以上、9件の個人、1件の法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。

根室北部廃棄物処理広域連合が加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について協議したいので地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

《平成26年9月16日》

す。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略しまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表、（根室）の項中に、根室北部廃棄物処理広域連合を加えるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号から日程第13 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第12 議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第13 議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

菊地保育課長。

○保育課長（菊地 隆君） 議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の制定に伴い制定するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

本条例は、第1章から第3章までの52条の構成となっております。

第1章、総則につきましては、3条の構成となっております。

第1条は、趣旨に関する規定でありまして、遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定めることを趣旨とするものです。

第2条は、定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めるものです。

第3条は、一般原則に関する規定を定めるものです。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準につきましては、33条の構成になっております。

第1節は、利用定員に関する基準の規定でありまして、第4条に定めています。

第2節は、運営に関する基準の規定でありまして、第5条から第34条につきましては、内容及び手続の説明及び同意、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等、あっせん、調整及び要請に対する協力、受給資格等の確認、支給認定の申請に係る援助、心身の状況等の把握、小学校等との連携、教育・保育の提供の記録、利用者負担額等の受領、施設型給付費等の額に係る通知等、特定教育・保育の取扱方針、特定教育・保育に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、支給認定保護者に関する市町村への通知、運営規程、勤務体制の確保等、定員の遵守、掲示、支給認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、事故発生の防止及び発生時の対応、会計の区分、記録の整備に関して、それぞれ定めています。

第3節は、特例施設型給付費に関する基準の規定でありまして、第35条に特別利用保育の基準に関して、第36条に特別利用教育の基準に関して、それぞれ定めています。

第3章、特定地域型保育事業者の運営に関する基準につきましては、16条の構成になっています。

第1節は、利用定員に関する基準の規定でありまして、第37条に定めています。

第2節は、運営に関する基準でありまして、第38条から第50条につきましては、内容及び手続の説明及び同意、正当な理由のない提供拒否の禁止等、あっせん、調整及び要請に対する協力、心身の状況等の把握、特定教育・保育施設等との連携、利用者負担額等の受領、特定地域型保育の取扱方針、特定地域型保育に関する評価等、運営規程、勤務体制の確保等、定員の遵守、記録の整備、準用に関して、それぞれ定めています。

第3節は、特例地域型保育給付費に関する基準でありまして、第51条に特別利用地域型保育の基準に関して、第52条に特定利用地域型保育の基準に関して、それぞれ定めています。

附則第1項として、この条例は、法の施行の日から施行する。

第2項から第3項までは、特例であります。

第4項から第7項までは、経過措置であります。特例経過措置につきましても、内閣府令において特例経過措置が定められていることから、同様に定めるものであります。

続きまして、議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

《平成26年9月16日》

本条例は、児童福祉法の一部改正に伴い制定するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本条例は、第1章から第5章までの49条の構成となっております。

第1章、総則につきましては、22条の構成となっております。

第1条は、趣旨に関する規定でありまして、遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることを趣旨とするものです。

第2条は、定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めるものです。

第3条から第5条につきましては、最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と家庭的保育事業者等に関して、それぞれ定めています。

第6条から第22条につきましては、家庭的保育事業者等の一般原則、保育所等との連携、家庭的保育事業者等と非常災害対策、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、衛生管理等、食事、食事の提供の特例、利用乳幼児及び職員の健康診断、家庭的保育事業所等内部の規程、家庭的保育事業所等に備える帳簿、秘密保持等、苦情への対応に関して、それぞれ定めています。

第2章、家庭的保育事業につきましては、5条の構成となっております。

第23条から第27条につきましては、設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡に関して、それぞれ定めています。

第3章、小規模保育事業につきましては、10条の構成となっております。

第1節は、通則の規定でありまして、小規模保育事業の区分に関して第28条に定めています。

第2節は、小規模保育事業A型の規定でありまして、第29条から第31条につきましては、設備の基準、職員、準用に関して、それぞれ定めています。

第3節は、小規模保育事業B型の規定でありまして、第32条に職員に関して、第33条に準用に関して、それぞれ定めています。

第4節は、小規模保育事業C型の規定でありまして、第34条から第37条につきましては、設備の基準、職員、利用定員、準用に関して、それぞれ定めています。

第4章、居宅訪問型保育事業につきましては、5条の構成となっております。

第38条から第42条につきましては、居宅訪問型保育事業、設備及び備品、職員、居宅訪問型保育連携施設、準用に関して、それぞれ定めています。

第5章、事業所内保育事業につきましては、7条の構成となっております。

第43条から第49条につきましては、利用定員の認定、設備の基準、職員、連携施設に関する特例、準用、職員、準用に関して、それぞれ定めています。

《平成26年9月16日》

附則第1項として、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

第2項から第5項までは、経過措置であります。経過措置につきましては、厚生労働省令において経過措置が定められていることから、同様に定めるものであります。

続きまして、議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましても、児童福祉法の一部改正に伴い制定するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本条例は、第1条から第22条までの構成となっております。

第1条は、本条例の趣旨を定める規定でありまして、児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

第2条は、定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めるものです。

第3条から第5条につきましては、最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と放課後児童健全育成事業者に関して、それぞれ定めています。

第6条は放課後児童健全育成事業の一般原則に関して、第7条は放課後児童健全育成事業者と非常災害対策に関して、第8条は放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件に関して、第9条は放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等に関して、第10条は設備の基準に関して、第11条は職員に関して、第12条は利用者を平等に取り扱う原則に関して、第13条は虐待等の禁止に関して、第14条は衛生管理等に関して、第15条は運営規程に関して、第16条は放課後児童健全育成事業者が備える帳簿に関して、第17条は秘密保持等に関して、第18条は苦情への対応に関して、第19条は開所時間及び日数に関して、第20条は保護者との連絡に関して、第21条は関係機関との連携に関して、第22条は事故発生時の対応に関して、それぞれ定めております。

附則第1項として、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

第2項は、経過措置であります。経過措置につきましては、厚生労働省令において経過措置が定められていることから、同様に定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 1点だけ、細かいことで申しわけありませんが、9ページの第27条に秘密の保持等が、実は1項、2項、3項という形で明記をされてございますが、この1項で、特定教育・保育施設の職員及び管理者はということ、管理者を含めてここでは明記をしています。つまり、現在働いている職員及び管理者は秘密の保持をしなければいけないという条文になっております。ところが2項は、職員のみで、職員であった者のみしか書いてございません。管理者であった者、要するに以前管理者で退職した人、この人たちはそうしたら秘密の保持を必要としないのかと、これでいうと必要としないのですよね、この文章でいうと。やはり1項で管理者も入っているのだとすると、2項も職員であった者、あるいは管理者であった者ということ、管理者というのを入れるべきだと思うのですが、この2項の中に管理者が外れている理由としては何があるのか、そこだけちょっと教えていただきたい。

○議長（前田篤秀君） 菊地保育課長。

○保育課長（菊地 隆君） こちらに関しては、国のほうの基準条例を見直して調べたいと思います。少々お時間いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、なお審査の必要があると思われまので、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

《平成26年9月16日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

11時10分まで、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊地保育課長。

○保育課長(菊地 隆君) 山田議員から質問のありました件につきましては、民生常任委員会に付託になったことから、その中で精査させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(前田篤秀君) 山田議員。

○6番(山田和夫君) 付託をされていますから、民生常任委員会の中で議論していただく。そして、もしも必要であれば、ここに、管理者という部分を入れるということも含めて検討していただくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 菊地保育課長。

○保育課長(菊地 隆君) それも含めて、国の条項とも絡めながらちょっと精査していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第14 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 議案第6号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

菊地保育課長。

○保育課長(菊地 隆君) 議案第6号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料により御説明いたします。

遠軽町保育所条例であります。第10条の表第1階層の項中、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考3中、「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17

《平成26年9月16日》

条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7」に改めるとするものです。

次ページをお開きください。

遠軽町へき地保育所条例につきましても、第10条の表第1階層の項中、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考3中、「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7」に改めるとするものです。

別紙に戻りまして、この条例は、平成26年10月1日から施行するものです。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第7号遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第7号遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページの参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたしますのでごらんください。

《平成26年9月16日》

遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例につきまして、第2条第2項第1号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号を次のように改める。父とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当する者であること。

ア、18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者。

イ、18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成26年10月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第8号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 議案第8号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

《平成26年9月16日》

遠軽町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別紙、改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第6条第2項第3号中、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第9号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

荒井白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（荒井正教君） 議案第9号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

譲渡する財産は、廃止した遠軽町白滝水力発電所の建物及び工作物であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1、建物の1棟目は、所在、遠軽町白滝13番地、種別、発電所、構造、木造平屋建、床面積79.20平方メートルであります。2棟目は、所在、遠軽町白滝13番地、種別、着水池上屋、構造、軽量鉄骨造り、床面積146.52平方メートルであります。

2、工作物につきましても、種別、種目、数量を記載しております。土木設備は、堰堤1基、取水口1所、導水門、排砂門各1基、導水路91.2メートル、水槽1基、除じん機2台、水圧管25メートル、放水路10メートル、余水路37メートルであります。発電

《平成26年9月16日》

設備は、水車、調速機、発電機、配電盤、並列用遮断機、水位調整器、水量記録装置、各1台、避雷器1基、変圧器3台、整流器1台、蓄電池1式であります。

前のページにお戻りください。

譲渡の相手方は、東京都千代田区麹町2丁目5番地、NK北海道水力発電株式会社、代表取締役福田真三であります。

無償とした理由は、廃止した遠軽町白滝水力発電所をNK北海道水力発電株式会社が改修して、発電事業を実施するためであります。

本件につきましては、平成23年9月の大雨により浸水被害を受けた遠軽町白滝水力発電所を民間企業へ譲渡し、地域の要望であります発電所の再開を図るものであります。NK北海道水力発電株式会社とは、8月20日仮契約を締結しております。議決後、無償譲渡契約を締結し、所有権を移転するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

奥田議員。

○5番（奥田 稔君） 1点だけお聞きしたいと思います。

あそこの発電所の横に、1棟2戸の住宅があるのですが、これはこの譲渡の中に入っているのか、あるいは取り壊してしまうのかどうか、それだけです。

○議長（前田篤秀君） 荒井白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（荒井正教君） 1棟2戸の建物については職員住宅ということで、譲渡の物件には入ってございません。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○5番（奥田 稔君） 今の答弁でいくと、職員住宅として残すところということで、これはあくまでも町の職員住宅の位置付けになるわけですか。

○議長（前田篤秀君） 荒井白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（荒井正教君） 旧職員住宅ということで、今現在は職員住宅という位置付けではございません。普通財産として管理してございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

荒井白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（荒井正教君） 将来的には、町のほうで壊していきたいという考えを持ってございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号及び日程第19 議案第11号

○議長(前田篤秀君) 日程第18 議案第10号平成25年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第19 議案第11号平成25年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長(久保英之君) 議案第10号平成25年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成25年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金1,335万6,468円のうち、1,000万円を減債積立金として処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第11号平成25年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成25年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金5,303万410円のうち、4,000万円を減債積立金として処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第10号平成25年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号平成25年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第10号平成25年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成25年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第12号から日程第23 議案第15号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第20 議案第12号平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)、日程第21 議案第13号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第22 議案第14号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第23 議案第15号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)、以上4件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長(鈴木光男君) 議案第12号平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,895万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億4,947万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

継続費の補正につきましては、「第2表 継続費補正」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第3表 債務負担行為補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第4表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

《平成26年9月16日》

10 款地方交付税につきましては、1 項地方交付税に 7,264 万 1,000 円追加し、総額を 73 億 2,264 万 1,000 円とするものです。

14 款国庫支出金につきましては、2 項国庫補助金に 1,133 万 4,000 円追加し、総額を 9 億 9,383 万円とするものです。

15 款道支出金につきましては、2 項道補助金に 90 万円追加し、総額を 5 億 2,275 万円とするものです。

17 款寄附金につきましては、1 項寄附金に 1,105 万 6,000 円追加し、総額を 1,327 万円とするものです。

18 款繰入金につきましては、1 項基金繰入金に 5 億円追加し、総額を 7 億 9,697 万 8,000 円とするものです。

19 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 5,251 万 6,000 円追加し、総額を 1 億 251 万 6,000 円とするものです。

20 款諸収入につきましては、5 項雑入に 830 万 7,000 円追加し、総額を 1 億 1,166 万 4,000 円とするものです。

21 款町債につきましては、1 項町債に 2,220 万円追加し、総額を 12 億 7,370 万円とするものです。

これによりまして、歳入合計 135 億 7,051 万 9,000 円に 6 億 7,895 万 4,000 円追加し、総額を 142 億 4,947 万 3,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 5 億 4,305 万 1,000 円追加し、総額を 31 億 7,858 万 3,000 円とするものです。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費に 209 万 6,000 円追加、2 項児童福祉費に 155 万 8,000 円追加し、総額を 26 億 2,959 万 8,000 円とするものです。

4 款衛生費につきましては、1 項保健衛生費に 858 万 6,000 円追加し、総額を 13 億 6,854 万 2,000 円とするものです。

6 款農林水産業費につきましては、1 項農業費に 251 万 7,000 円追加し、総額を 3 億 1,624 万 2,000 円とするものです。

7 款商工費につきましては、1 項商工費に 5,635 万 9,000 円追加し、総額を 5 億 150 万 2,000 円とするものです。

8 款土木費につきましては、2 項道路橋りょう費に 198 万 2,000 円追加、5 項下水道費に 3,400 万円追加し、総額を 20 億 2,545 万 2,000 円とするものです。

10 款教育費につきましては、1 項教育総務費に 227 万円追加、3 項中学校費に 787 万 4,000 円追加、4 項学校給食費に 9 万 1,000 円追加、6 項社会教育費に 297 万円追加、7 項保健体育費に 1,560 万円追加し、総額を 11 億 1,507 万 9,000 円とするものです。

《平成 26 年 9 月 16 日》

これによりまして、歳出合計135億7,051万9,000円に6億7,895万4,000円追加し、総額を歳入歳出同額の142億4,947万3,000円とするものです。

次に、3ページ、第2表、継続費補正について御説明いたします。

8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路道路改良工事、平成26年度は国庫補助額の決定により、平成26年度、平成27年度に係る年割額を追加補正するものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

なお、参照資料として39ページに継続費に関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

4ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正について御説明いたします。

生田原振興公社補助金につきましては、平成19年度以降のちゃちゃワールド管理業務委託料の積算の考え方に誤りがあったことによるものでありまして、それらを是正するため補助するものです。期間を平成26年度から平成27年度とし、総額5,240万円のうち、今補正予算で計上する4,150万円を除き、限度額を1,090万円とするものであります。

なお、参照資料として40ページに債務負担行為に関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

次に5ページ、第4表、地方債補正について御説明いたします。

1、追加は、新たに事業を追加するものです。南中学校耐震改修事業は限度額を780万円に、体育施設整備事業は限度額を1,410万円に、それぞれ設定するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

2、変更は、起債の限度額を変更するものです。生田原コミュニティセンター改修事業は、追加工事の実施により限度額2,100万円を2,470万円に、道路新設改良事業は、国庫補助額決定に伴う工事費の追加により限度額1億6,050万円を1億6,110万円に、臨時財政対策債は、額の確定により限度額5億4,000万円を5億3,600万円に、それぞれ変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

なお、参照資料として、41ページに地方債に関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

11ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費334万6,000円につきましては、ふるさと納税の増加に伴う謝礼用特産品に係る追加であります。8月末の寄附件数は、昨年45件でしたが、今年は722件と大幅に増加しております。表彰等記念品

《平成26年9月16日》

は、謝礼用特産品500件分、通信運搬費は特産品の配送料であります。

8目交通対策費、交通安全施設整備事業9万9,000円につきましては、町道南町3丁目8号通に設置されているカーブミラーが私有地に埋設されていることから、町道敷地内に移設するものであります。

10目自治振興費、1、住民活動支援事業50万円につきましては、遠軽地区自治会連合会創立40周年記念事業に対する補助金であり、主な事業として記念誌の発行、功労者の表彰、記念祝賀会などを計画しているところであります。2、地域集会施設管理事業8万2,000円につきましては、かぜる西研修室の畳の取り替え修繕であります。かぜる西の屋上防水工事は当初予算で計上し、既に工事を完了していますが、以前の雨漏りが壁、はりを伝い畳に浸水していたため、カビが発生したり腐って悪臭を放つことなどから、部屋全面の畳を取り替えるものであります。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業1,199万7,000円につきましては、個人番号制度導入に係る総務省所管分の情報システム整備であります。社会保障・税番号制度システム整備業務委託料は、住民基本台帳システム、地方税務システム、団体内統合宛名システムの整備、社会保障・税番号制度中間サーバー利用負担金は、地方公共団体情報システム機構への負担金であります。財源は、国庫支出金994万7,000円です。

14目諸費、1、過誤納還付1,522万6,000円につきましては、税外過誤納還付金の追加であり、平成25年度障がい者自立支援事業の精算による国、道負担金の返還であります。2、備荒資金組合納付金事業5億円につきましては、近年頻発している集中豪雨などの自然災害の財政支出に備え、北海道市町村備荒資金組合に超過納付金を納付するもので、全額財政調整基金より繰り入れして積み立てるものであります。備荒資金組合は、地方自治法に基づく一部事務組合であり、昭和31年に北海道の全ての市町村が参加して設立され、災害時における市町村の相互扶助を目的とするものです。今議会で配付しております赤番3の平成25年度一般会計決算書の財産に関する調書の中でも記載されていますが、組合への積立額は、現在4億6,701万3,000円となっております。

15目基金運営費、基金運営事業1,105万6,000円につきましては、まちづくり振興基金積立金の追加であり、指定寄附金7件、757万1,000円、ふるさと納税寄附金428件、348万5,000円によるものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、老人保健事業21万5,000円につきましては、平成25年度老人保健療養給付費返還金の精算であります。

3目高齢者福祉費、老人園芸活動事業9万2,000円につきましては、瞰望岩の下にある園芸ハウスの修繕でありまして、老朽化による園芸用温風器の取り替えと発芽時に使用する土を温める温床、電熱線の張り替えであります。

5目社会福祉施設費、保健福祉総合センター管理事業96万円につきましては、げんき21の暖房機器に係る修繕であり、循環ポンプの一部に漏水があることから、ラインポン

プの取り替えと循環水の濃度低下により冬期に凍結するおそれがあることから、クーラントを取り替えるものであります。

2 項児童福祉費 5 目保育所費、保育所運営事業 1 5 5 万 8, 0 0 0 円につきましては、安国保育所への入所児童が増加したことにより、職員の配置基準を下回ったため、嘱託職員 1 名分を追加するものです。嘱託職員報酬は、9 月から来年 3 月までの 7 か月分、5 行目の臨時職員賃金は、嘱託職員の代替え分、費用弁償は、嘱託職員と臨時職員の通勤手当であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、地域医療対策事業 7 8 3 万 6, 0 0 0 円につきましては、平成 2 5 年度丸瀬布厚生病院損失額確定による負担金の追加であり、当初予算と合わせ 1 億 2, 4 7 1 万 2, 0 0 0 円の負担額となるものです。

4 目環境衛生費、環境衛生一般経費 7 5 万円につきましては、飲料水確保事業補助金で、丸瀬布南丸に居住する住民より、井戸が枯渇したため新たにボーリングを行い飲料水の確保を図りたいとの要請があり、補助するものであります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費、農家基本台帳事業 2 5 1 万 7, 0 0 0 円につきましては、農地法の改正により、農業委員会が保有する農家台帳に記録された事項を平成 2 7 年 4 月からインターネットなどを通じ公表することが義務付けられたことに伴い、国が実施する農地情報公開システムにデータを提出するため、システムの整備を行うものです。経費については、道支出金が措置されますので、交付額が確定しましたら補正予算に計上いたします。

7 款商工費 1 項商工費 4 目観光費、1、湧別原野クロスカントリースキー大会 8 0 0 万円につきましては、クロスカントリースキー大会負担金の追加であります。同大会については、今年 2 月の大会から上白滝地域のコースを一部変更して実施しましたが、コースが急傾斜であったことから、多くの参加者より改善の要望がございました。湧別町との協議の中で、ルートを変更して実施することが決まり、コース整備に係る工事費用を湧別町と本町でそれぞれ 5 0 0 万円を負担するものであります。合わせまして、北海道市町村振興協会より同スキー大会の 3 0 回記念大会に対し 3 0 0 万円の助成が決定したことから、同額を実行委員会に助成するため負担金に追加するものであります。2、観光関係団体負担・助成事業 4, 1 5 0 万円につきましては、生田原振興公社補助金でありまして、ちゃちゃワールド管理業務委託料の積算の考え方に誤りがあったものを是正するため、総額 5, 2 4 0 万円のうち、4, 1 5 0 万円を補助するものであります。

5 目観光施設費、1、生田原温泉ホテルノースキング管理事業 3 9 7 万 4, 0 0 0 円につきましては、ホテル内にコインランドリー 2 台を設置するため、物入れとして使用している部屋の改修工事を行うものです。財源は、地方債 3 7 0 万円で、交付税の算入率は 7 0 % であります。2、木のおもちゃワールド館、ちゃちゃワールド管理事業 2 4 7 万 2, 0 0 0 円につきましては、ちゃちゃワールド管理事業委託料について、当初予算の積算に誤りがあったため、設計を変更し、契約を改めるための不足分を追加するものでありま

《平成 2 6 年 9 月 1 6 日》

す。3、山の家・文化村ロッジ管理事業41万3,000円につきましては、白滝山の家の暖房ボイラーのマイコン基盤が経年劣化により故障したため、取り替えるものであります。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業198万2,000円につきましては、向遠軽開拓道路道路改良工事に係る国庫補助額決定に伴う工事費の追加であり、財源は公庫支出金138万7,000円であります。

5項下水道費、1目公共下水道費、下水道事業の推進3,400万円につきましては、下水道事業会計繰出金の追加であります。

9款消防費1項消防費1目消防費は、財源の振り替えであります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費227万円につきましては、学校行事負担金でありまして、中体連全道大会に遠軽中学校、南中学校、丸瀬布中学校、白滝中学校の4校より5種目に56名が出場、また北海道吹奏楽コンクールに、南小学校25名、南中学校27名が出場、これらに伴う追加であります。

3項中学校費3目学校建設費、中学校建設事業787万4,000円につきましては、南中学校耐震改修工事調査設計業務委託料でありまして、耐震化工事に対する国庫補助率の嵩上げ期間が平成27年度までとなっていることから、南中学校校舎屋体の耐震化工事を平成27年度に実施するため調査設計を行うものです。財源は、地方債780万円で、交付税の算入率は80%であります。

4項学校給食費、1目小中学校給食費、学校給食管理一般経費9万1,000円につきましては、生田原給食センターの嘱託職員が7月末で退職し、後任は遠軽からの採用となるため通勤手当分の追加であります。

6項社会教育費4目社会教育施設費、郷土館等管理運営事業297万円につきましては、旧白滝郷土館でありました白滝地域収蔵庫の屋根等改修工事で、今年の冬に雪の重みにより軒が潰れたことから、和室部分を減築して、新たに外壁をつくり、屋根の張り替え工事を行うものであります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費70万円につきましては、夏季のスポーツ合宿に係る経費が増加したことで冬期間の合宿助成に不足が見込まれることから、社会体育振興補助金を追加するものであります。

2目体育施設費、球技場管理運営事業1,490万円につきましては、(仮称)スポーツ広場整備工事実施設計業務委託料でありまして、福路2丁目に人工芝グラウンド2面を平成28年度に造成するため、実施設計を行うものです。財源は、地方債1,410万円で、交付税の算入率は70%であります。

次に、歳入について御説明いたします。

9ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税7,264万1,000円につきましては

は、普通交付税の追加であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金994万7,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金であります。

4目土木費国庫補助金138万7,000円につきましては、向遠軽開拓道路道路改良工事に係る補助金の追加であります。

15款道支出金2項道補助金7目消防費道補助金90万円につきましては、防災備蓄計画に基づく備蓄品購入に対する地域づくり総合交付金であります。歳出については、当初予算で計上しております。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金757万1,000円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、1条通北2丁目矢ヶ崎孝尚様から10万円、遠軽舗道株式会社様から200万円、南町3丁目高橋義久様から10万円、2条通北5丁目嶋田克美様から3万円、交通安全対策資金として、遠軽交通安全母の会様から32万616円、文化センター建設資金として、岩見通南1丁目三宅宗勝様から500万円、スポーツ振興資金として、遠軽ソフトボール協会様から2万円あります。

次に、3目ふるさと納税寄附金348万5,000円の追加につきましては、横浜市吉田孝幸様ほか427名の方からによるものです。以上、いただきました寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5億円につきましては、備荒資金組合に超過納付金を納付するため、財政調整基金から繰り入れするものであります。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金5,251万6,000円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

20款諸収入5項雑入5目過年度収入455万7,000円につきましては、平成25年度障がい者自立支援事業の精算による国、道負担金の納付であります。

6目雑入、1、地域づくり研修会開催支援金30万円につきましては、花のまちづくりセミナー事業への北海道市町村振興協会からの支援金であります。歳出については、当初予算で計上しております。2、地域観光振興事業助成金45万円につきましては、太陽の丘えんがる公園ツツジ移植工事への北海道観光振興機構からの助成金であります。歳出については、当初予算で計上しております。3、いきいきふるさと推進事業助成金300万円につきましては、第30回記念湧別原野クロスカントリースキー大会への北海道市町村振興協会からの助成金であります。

21款町債1項町債4目商工債370万円につきましては、生田原コミュニティセンター改修事業債の追加であります。

5目土木債60万円につきましては、向遠軽開拓道路道路改良工事に係る道路新設改良事業債の追加であります。

7目教育債3節保健体育債1,410万円につきましては、スポーツ広場整備工事実施設計業務委託に係る体育施設整備事業債であります。

《平成26年9月16日》

4節中学校債780万円につきましては、南中学校耐震改修事業債であります。

8目臨時財政対策債400万円の減額につきましては、額の確定によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 資料について御説明いたします。

赤番12、平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）に関する資料をごらん願います。

道路新設改良事業の位置図でございまして、路線名は向遠軽開拓道路でございまして。平成26年度国債事業の事業費が増額となったため、図面中央の①で示している当初の工事区間340メートルに、②で示しました区間90メートルを追加するものです。このことにより、今年度完成予定の区間に接続することとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第13号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ603万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を15億5,749万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に603万2,000円追加し、総額を603万3,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計15億5,146万3,000円に603万2,000円追加し、総額を15億5,749万5,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に603万2,000円追加し、総額を624万2,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計15億5,146万3,000円に603万2,000円追加し、総額を15億5,749万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細の1、総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

《平成26年9月16日》

3、歳出。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、償還金603万2,000円につきましては、平成25年度介護給付費等の確定による介護給付費負担金等返還金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金603万2,000円につきましては、平成25年度介護給付費等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第14号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円追加し、歳入歳出予算の総額を1,019万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金1項分担金に5万円追加し、総額を10万円とするものです。

2款使用料及び手数料2項手数料に1,000円追加し、総額を80万5,000円とするものです。

4款繰越金1項繰越金に24万9,000円追加し、総額を25万円とするものです。

6款町債1項町債に270万円追加し、総額を540万円とするものです。

これによりまして、歳入合計719万9,000円に300万円追加し、総額を1,019万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費300万円追加し、総額を816万2,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計719万9,000円に300万円追加し、総額を歳入歳出同額の1,019万9,000円とするものであります。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の追加により限度額を270万円から

《平成26年9月16日》

540万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

9ページをお開き願います。

3、歳出。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費2目個別排水処理施設整備費、工事請負費300万円につきましては、白滝地域で浄化槽設置工事に追加希望が1件ありましたので、これに対応するための追加であります。

次に、2、歳入について御説明いたします。

戻りまして、7ページをお開き願います。

2、歳入。

1款分担金及び負担金1項分担金1目排水処理費分担金5万円は、個別排水受益者分担金の追加です。

2款使用料及び手数料2項手数料1目個別排水手数料1,000円は、個別排水検査手数料の追加です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金24万9,000円は、前年度繰越金の追加であります。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債270万円は、個別排水処理施設整備事業債の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

杉本議員が15分ぐらい遅れるということでございます。

久保水道課長。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第15号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）の第2条は、平成26年度遠軽町下水道事業会計予算の第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。収入につきましては、第1款下水道事業収益第2項営業外収益に1,000万円を追加し、総額を8億1,770万1,000円とするものです。支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用に1,000万円を追加し、総額を8億1,390万5,000円とするも

《平成26年9月16日》

のです。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。収入につきましては、第1款資本的収入第3項他会計補助金に2,400万円を追加し、総額を7,296万8,000円とするものであります。支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費に2,400万円を追加し、総額を2億3,718万1,000円とするものです。

第4条は、予算第9条中に定めた他会計補助金4億7,251万円を5億651万円に改めるものです。

次のページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページから3ページは予定貸借対照表、4ページはキャッシュフロー計算書でありまして、説明は省略させていただきます。

5ページをごらん願います。

補正予算（第2号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の1,000万円追加は、一般会計繰入金であります。支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費18節委託料1,000万円追加は、下水道事業基本計画等変更業務委託料であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入3項他会計補助金1目他会計補助金1節一般会計補助金2,400万円追加は、一般会計繰入金であります。支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費18節委託料2,400万円追加は、公共下水道管渠設計業務委託料であります。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案4件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第12号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、11ページから12ページ。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 12ページの備荒資金組合納付金事業ということで、今回5億円を積み立てるとということで、合計9億6,000万円ぐらいになるのかなと。この納付金は、主には災害復旧等々で使われると思うのですが、遠軽の規模でいくと、ベースになる金額があつて、かなり超過されていると。これは、災害復旧以外では取り崩しはできないのかなと思ひまして、お聞きいたします。それと、超過する限度額というのはあるのでしょうか。

《平成26年9月16日》

○議長（前田篤秀君） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 後段のほうから申しますと、限度額はございません。積み立てには、普通納付金と超過納付金と今回の2本立てになってございます。失礼いたしました。普通納付金につきましては、災害以外にはおろせません。この普通納付金というのは、一つの地方自治体は5,000万円と決まっております。うちの場合は、合併して4つございますので2億円普通納付金がございます。この普通納付金には、今言いましたように災害以外では使えません。これを超える部分は超過納付金で申しますと、この分につきましては財政上の都合ということで下ろせるというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 基金から繰り入れを変えているわけですが、この運用利回りというのですか、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 以前は、3%とか4%とかございましたけれども、ずっと下がってきてございまして、平成25年度について申しますと、普通納付金については0.94%です。超過納付金については0.82%でございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、13ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、17ページから18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、19ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、21ページから22ページ。

高橋議員。

○15番（高橋義詔君） 22ページの生田原振興公社補助金であります。

委員会の中でも議論はさせていただいているのですけれども、これまでの経緯については、いろいろ説明ありましたので理解しているのですけれども、やはり今後の在り方ですね、ちゃちゃワールドを含めた今後の在り方。やはり心配しているのは、このままずっと町のお金をつぎ込んでいって、第2のふぁーらいになってしまうのではないかと。私を私は非常に心配をしております。ノースキングについては、遠軽町の奥座敷の一つというような私は印象を持っているのでいいのですけれども、ただ、やはり、ちゃちゃワールドについては、ちょっと金食い虫ではないかなというふうに思っています。委員会の中でも、地域の雇用のためだとか、そういう目的というか、あるのだと言っていました。

けれども、そういったことは目的ではなくて、あることによつての効果だと思つてはいますよ。やはり、ちゃちゃワールドのあるべき姿をきちんともう一回再考し直して、この先どういうふうに住物を維持してやっていかれるのか、考えをお聞かせいただきたいと思つています。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 私のほうから、ただいまの件につきましてお答え申し上げます。

ちゃちゃワールドの今後の在り方の部分につきましてお答えさせていただきます。平成18年の行政改革の中で、ちゃちゃワールドにつきましては博物館的機能があるということで維持をされてきております。今後においては、町の施設、総体的なところの見直しもあるかと思つていますので、その中で御審議をいただければというふうに思つております。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○15番（高橋義昭君） 前段のところがちょっと聞き取れなかつたので、もう一回言つてもらいたいのと、やっぱり本当に危惧するのは、この後も毎年お金をつぎ込んでいって、5年先、10年先に、もっと後にも修繕費がかかってくる、いろいろなことあると思つてはいますよ。とうとうどうしようもなくなつて、ふぁーらいとの二の舞になつてしまふのではないかと思つてはいます。そういった部分で、ちゃちゃについては思い切つた運営の方法が必要かと思つてはいますよ。今はすぐないかもしれないですけども、今後どうされていくのか、改めてお聞かせ願つたいと思つています。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お聞き苦しいところ申しわけございません。最初の部分につきましては、平成18年の中で行政改革ということで施設等を区分させていただきました。その中で、ちゃちゃワールドにつきましては、博物館的要素があるということで直営で運営するというところで来ております。その中において、今後、施設等の見直しもあろうかと思つていますので、その中で審議されるものと思つてはいます。また、今後につきましては、経費のかからぬよう運営について考えていきたいと思つています。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員が、今、出席しました。

ほかに。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 同じように、今の公社に対する補助金の関係ですが、行政報告、町長のほうから積算に誤りがあったということで、公社のほうに迷惑をかけたので今回補助金をというお話なのですが、私も総務委員会でいろいろ経緯をお話ししていただいて、ある部分のところは了解できましたけれども、まだ少し何というか、計算に誤りがあった、その部分については誤りがあったのであるから、その部分を補助金で出すということに、ちょっといまいち飲み込めない部分があつて、計算に誤りがあつたというのであれば、別な費目になるような気がするのですが、例えばですよ、間違つているかもしれま

せんが、過去の過ちにおいて、今回それを補填したいというのであれば、補助金ではなくて返戻金的な感覚というか、そういうふうを受け取ってしまうのですけれども、なぜ補助金ということにしたのかというところが一つですね。

これも委員会の中の話なのですけれども、過去7年間にさかのぼって計算した結果が五千何百万円ということで、今回出されている金額ではあるのですが、7年間さかのぼるといふ法的な根拠というか、条例的な根拠というか、そういうものがあるのかないのか、もう一度確認したいということです。とりあえず、この2点でお願いしたい。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の部分につきましてですが、積算の方法に考え方の違いがあったということになります。

それと、2点目の7年間の根拠なのですけれども、平成19年に積算の方法を変えたということで、平成19年から25年までの間の7年間ということで積算をしております。

○議長（前田篤秀君） 大河原経済部長。

○経済部長（大河原忠宏君） 補助金ではなく返戻金等ではないかという御質問でしたが、町が歳入として受けた部分については返戻金とか還付金とかということでお戻しすることはできますけれども、この部分については支出のお金でございますので、補助金で出す以外はないのかと、そう考えております。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 第1点目の、7年さかのぼる法的な根拠はありますかということに対しては、答えておられないような気がしますが。

○議長（前田篤秀君） 大河原経済部長。

○経済部長（大河原忠宏君） 7年間にさかのぼる根拠でございますが、考え方の誤りが発生した時点までさかのぼって、御迷惑をおかけした分、補助金で支出したいということございまして、7年間にさかのぼる根拠等は法的にはございません。条例的にもございません。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 今、7年間というところで、計算をし直した時点までさかのぼったということなのですが、公社側から見れば、きっと迷惑がかかっていた期間というのは、合併の協議、私わからないのですが、どんな格好で協議したかわからないのですが、合併の時点までさかのぼって戻してほしいという、この戻すという言葉は、そういう言葉は使えないということなので言いませんが、合併の協議が整ったそれ以降も、合併時点までさかのぼるべきかなと思いますけれども、その計算をし直したという、計算をし直した、では17年、18年というのは計算をし直していない。けれども、従前から同じような積算方法をやっていた。17年までさかのぼるべきだと思うのですが、どうです。そ

のほうが正しい積算になるのではないかと思うのですが、単純に計算し直したのは19年だという、ただそれだけで7年さかのぼるといのは、やっぱりちょっと納得できないような気がするのですが、その辺のところをちょっと明解をお願いしたいと思いますが。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回の部分につきましては、説明申し上げましたとおり平成19年からということになっております。平成17年10月に町村合併いたしまして、18年の委託料までは従前と同じような考え方で積算しております。それまでの考え方と申しますのは、指定管理者的な考え方で委託料として出したという形ですので、入館料の収入等もそちらの公社のほうに入っているという形、それから運営に係るところの移送関係もそちらのほうから支出していただくという形で、足りない部分について委託料として支払ってましたので、ただいまのような委託料につきましては、平成19年からということで公社のほうに一定程度の迷惑をかけたということで踏まえております。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 質問回数は3回ということで、これは議運の副委員長さんもやっているの曲げられませんが、公社にとっては長い期間さかのぼってもらったほうが助かるのではないかと、一部そう思いながら質問していますが、先ほど高橋議員のほうからも、今後の話というのは本当に真摯に考えてもらわないと、今回、五千何百万円と1年2年かけて補助金を出すということなのですけれども、決算状況を見ると、その五千何百万円で今までの負債がチャラになるという言葉は適当でないかもしれないですけれども、そういうことで、これからの公社の経営というのはスタート時点の状況になって、今後、経営努力ということで、プラスのほうに転換して行ってほしいということはどうも皆さん思っていると思うのですが、先ほど言ったちゃちゃワールド分の経営を、過去の資料見させていただきますと、全てマイナスで来ていますね、合併後。今後、その部分がプラスに転換するという思い切った、何と言うのですかね、経営の転換という何か新しい発想があってお客さんの入り込みを図るだとかという、そういう考え方というのは具体的にはないという、まだこれからということのお話なのでそれは問いませんが、鋭意努力していただいて、ちゃちゃワールドのほうは先行きが思わしくないようなことであれば、今後、早目の決断をしていただいたほうが第二のふぁーらいとはならないような気がしますので、その辺のところをちょっと考え方を教えてください。

○議長（前田篤秀君） 大河原経済部長。

○経済部長（大河原忠宏君） ちゃちゃワールドの在り方のお話ありがとうございましたけれども、ちゃちゃワールドにつきましては、新町で合併するとき新町に引き継ぐことになっておりまして、それから10年目を迎えようとしています。ほかの施設も同様でしょうけれども、また見直しの時期が来ると思います。その際、行政改革の中で議論されるものと

思っておりますので、施設の在り方につきましては、結論が出るまでは施設運営に工夫を加えて、公費負担の軽減を図りながらやってまいりたいと思います。新しい発想がないのかということですが、これも担当でよく議論しながら、いい発想があれば入館者の改善に向けて努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

竹中議員。

○13番（竹中裕志君） 1点だけちょっとお聞きしたいのです。今の補助金に関する事柄なので、この不適切な、不適切だったというか、補助金を出さなければならぬというような経理部分が判明したのは、どの時期なのでしょう。それだけちょっとお聞きしたいです。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今の御質問の関係ですけれども、昨年公社の支配人と協議している中で、ちょっと積算方法がどうなのだろうというところの疑問が提示されました。それで中身を審議した結果、今回のとおりという形になっておりましたので、新年度の積算から変更を加えてきたところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） わかりました。今お聞きしまして、理解いたしました。

今後、この部分だけでなく、ほかの事例も出てくる可能性はあると思いますし、その点は十分、今後、熟考されてやっていただきたいということを私のほうから述べさせていただきます。やっていただきたいと思いますので、どうでしょう。

○議長（前田篤秀君） 大河原経済部長。

○経済部長（大河原忠宏君） 議員にお答えしたいと思います。

まさにそのとおりでございますので、そのとおりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 1点お聞きいたします。

ちゃちゃワールドのこの委託料の関係で、1点だけなので、平成26年、今回見直しされて、補正も次の観光費の中で240万円補正されておりますが、あるべき委託料の計算、積算根拠が、26年度のこの補正で、これが一番望ましい形だということにおいて、これをもとに過去7年分を補助するという事柄なので、この26年度の委託料の積算の中には、年間60万円ほどの使用料が公社側から支払われるはずでございます。今この26年度で補助を決定したということは、過去7年において、その積算根

拠をもとに補助するといったことを考えれば、そこには使用料が発生するのではないかと、それがスムーズな考え方ではないかと思うのですけれども、そういった60万円の使用料云々というものは担当課のほうでは考えることはなかったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答えさせていただきます。

使用料の部分につきましては、今年3月のときに管理条例の一部を変えさせていただきました。売店使用料ということで年間60万円の使用料金を設定させていただきました。今回の積算につきましては、平成25年度以前ということで、こちらのほうの考え方としたしましては、利益については遡及しないと、遡及しないというような考え方のもとに積算しておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 確かに条例等々は、7年前から平成25年3月までだと思いますけれども、26年の段階で変わりましたと。補助金を出すのが発生したのは今月でございますので、ベースは26年度になるのかなというような感覚は僕は持っているのですけれども、これは検討する余地はございませんか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時28分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を開きます。

大河原経済部長。

○経済部長（大河原忠宏君） ちゃちゃの今年3月に条例の使用料をつくりましたけれども、その部分は控除していいのではないかということの御質問だと思いますが、ただいま大辻課長がさきに御説明したとおり、使用料については当時もらっていなかったわけでございますから、その部分については不利益を与えますので遡及しないというような考え方を持っております。また、7年間御迷惑をかけた中で、逆に言えば当方のほうが応分の利子分も負担しなければならぬような状況でもございますし、その分はお互いに要求しない、もしくは遡及をしない、そういう形で話ししてきておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、23ページから26ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款消防費、27ページから28ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、29ページから38ページ。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 保健体育費の中の（仮称）スポーツ広場整備工事についてお聞きいたします。

福路のあの場所にグラウンド、サッカーやラグビーができるコートをつくるということなのですけれども、まず、あそこの地域を全体的にどういうふうにするのかという構想というか、計画というか、そういう全体的なものがない中で、突然こういう提案がなされたという、いかにも唐突だという印象を受けます。この事業提案に至る経緯ですとか、どういったところから要望があって、どのような検討がなされてこういう事業が提案されたのか。同時に、工事費、もちろん詳細設計しなければ細かい金額は出てこないとは思いますが、町として大まかに、工事費このぐらい、あるいは年間維持費このぐらいというものはつかんでいると思います。幾らぐらいを想定しているのか、お聞きいたします。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） まず、1点目の計画の話なのですけれども、今回ある程度、財源の関係が一番ネックになってくると思うのですけれども、交付税の関係、皆さんも御存じのように、平成28年度から段階的に下がっていくことで32年度までその経過措置がされます。その部分で、町長のほうがトップになりまして、いろいろ要望活動を進めております。それで大まかに言いますと、約10億円程度下がる計算でした、当初は。それが4億円程度まで何とか持ちこたえられる。さらにこれから上積みもするという形で、28年度以降ある程度の財政計画的にも多少余裕ではありませんけれども、何とかできるのではないかという形が1点ある、それが一番重要なことだと思うのですけれども、そういう形でありました。そのほかに、今回、遠軽町でいえば、ラグビーですとか野球を含めてスポーツが盛んになってきていますので、そういう意味でやっぱり子供たちに今後におきましてもそれなりの施設をつくってあげて、さらなる力をつけていただきたい、そういうこともあります。

事業費の関係で申しますと、先ほど稲場議員おっしゃったように、これから詳細設計やりますので、正確な数字はちょっと何とも押さえてはいないのですけれども、ほかの市町村でこういう施設をすると、やっぱり数億円程度かかるのではないかという話は聞いております。ただ、これから詳細設計やりますので、その辺はいろいろな形で詰めていかなければならないかなというふうに思っております。

維持管理経費の関係ですけれども、人工芝になりますと、ゼロではありませんけれども、ほとんど維持管理経費はかかってこないというのがあります。ただ、何十年間に1回はやっぱり取り替えということが出てくる可能性はございますけれども、生芝の管理みたいな形で毎年何百万円という形がかかってくるということとはございませんので、そういう意味で人工芝にすることによって、年中ではございませんけれども使用できるという形で今回考えてございますので御理解願えればと思います。

《平成26年9月16日》

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 工事費数億円ということですが、数億円といっても1億円から10億円まで数億になるので、かなりの幅があるのですけれども、詳細設計を出すということは、やるという前提で出されているのかなと。だからといって、青天井ということはないと思うのですけれども、一応報道によると、子供たちのスポーツ力向上という部分も掲げていますけれども、合宿誘致という部分も大きく取り上げられております。当然、五輪やワールドカップを見越して、できれば合宿をもっと誘致したい。そのためには1年でも半年でも早いほうがいいという考え方はわかるのですけれども、ただ現状、合宿や大会誘致という部分を見ると、今回示されたものを見ますと、コートほかにトイレがぼつんとあるだけなのです、それだけで大丈夫なのかなと。例えば、クラブハウスのなちよっと打ち合わせをするような場所ですとか、簡易シャワー等は全く考えていないのかということ。それと現状、合宿でこちらに来られた選手の方々の移動などを考えると、ボランティアの方に頼っている部分がたくさんあって、その方々は自分の仕事そっちのけでやっていて、下手すると持ち出しだよなんていう声もちらっと聞こえてきたりするので、そういう意味では、場所をつくるだけでいいのかという思いがあるのですけれども、その点はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 環境整備の問題だと思います。トイレですとか、シャワー室とか。現在のところ、近くに温水プールがございますので、そちらを利用させていただくと、将来的に体育館の構想もプールの横という形もございますので、できるだけそういう現況のものを、現況ってまだできていないのもありますけれども、そういうのを利用しながら、そういう面ではできるだけ経費をかけないような形にはしていきたいというふうに考えてございます。

それと、送迎の関係等がありますけれども、本町でいいますと、合宿なんかありますと空港まで迎えに行ったりと、そういうことも積極的にやっております。町内の移動につきましても、できるだけ来ていただいた方には負担をかけないような方法をとりたいと思いますけれども、今回、町長の行政報告ありましたように、相当数合宿が増えてきてございます。その方たちを何とか今後も遠軽町に来ていただきたいということも思っておりますので、その辺は、内容につきましては、今後また詳細で詰めるような形になっていくかとは思いますが、その辺十分に関係者とお話をしながら、今後も来てもらえるような仕組みづくりをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ちょっと最初の話に戻りますけれども、まず、やはり福路のあの地域をどうするのかという部分をきちっと議論してから進めるべきではないかなと。突然、（仮称）スポーツ広場というものが出てきて、えっ、この間までは何か別なものがあ

そこにあったよなというような感じがするのです。ましてや今、町のこれからさらなる10年間の計画を、もう既に取りかかっていると思うのですけれども、そういう中でしっかり議論した中で進めるべきではないかなと考えます。これは、言ってみれば、町長の政策予算ですよね。それがこういう補正の形でぼろっと出てくるのもどんなものかなと。しっかり議会に説明し議論した中で、当初予算で出してくるような性格のものではないかというような感じも持っているのですが、佐々木町長いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 若干長くなります。

まず最初には、今、稲場議員おっしゃいましたけれども、まちづくりの大きな政策の中の話でございます。一つには、今、遠軽町がどのような町かということでございますが、教育というものが一つの大きな柱になっているというふうに思います。これが、すなわち、この地方の紋別も含めた1次産業を守ることになるということになります。これは、話をすると長くなりますからはしりますけれども。そういった中で、今いろいろな方の御協力を得る中で、子供たちの競技力のスポーツの力を上げる、そして小学校、中学校、ひいては遠軽高校を維持していくということに結びつけるために、今多くの方が一生懸命協力しながら、合宿誘致だとかそういうスポーツの振興を図っておりまして、小中高と今御承知のとおり相当な成果が出てきておりまして、遠軽高校の学区以外からも相当な数が、毎年10人から15人の生徒が遠軽高校に来て、遠軽高校の倍率1.0、そして高校の維持に大きく貢献しているわけでございます。これは非常に大きなことでございます。その中で、ラグビー、サッカー、多く来ていますね。さっき人数のお話出しましたが、それで非常に、今このままではこれを続けていくことがなかなか難しいということでありまして、こういったことはうまくいけばいいなということで、それはもう唐突に出たわけではございません。前々から話をいろいろな方面でしながら、ただ私ども議案で上げるには、やはり財源ですとか、いろいろな関係が整理できなければなりません。そういった形を出しているのであって、しかもなおさら本会議で突然出しているわけでもございませぬし、しっかりと委員会という手続を踏みながら出させてもらっているものでございます。

もう一つは、あそこの用地の使い方でございますけれども、今、団地ができていて、そしてプールができております。プールには、もともと総合体育館を併設するという形で設計をしてあります。ここもどういった形が、先ほど議員何か書いてあったとおっしゃいますけれども、私ちょっとそっちは存じておりませぬが、総合体育館はつくるということは、これはそういうことを想定してプールはできているわけでございます。そういった形から出れば、ほかの向かい側の用地もありますけれども、あれは今うちの用地ではございませぬので、そこら辺は一つ注意して考えていただきたいことと、そして横のあいている用地を見れば、十分に広いわけではありません。ありませんけれども、2面は入るということで、今計画を上げさせていただいているということでございます。何かいっぱい質問ありましたので、全部答えているかどうかわかりませぬけれども。

それから、トイレとかそういう細かいことは、これから、まさにだから設計等を通じながら、今協議をこれから皆さん方の意見もあれば伺いながら進めていくということでございます。

それ以外のものについては、やはり今の段階では総合体育館がやっぱりできるものから、なるだけ総合体育館で兼ねられるものは、今少し我慢しながらやっていったほうがいいのかなというのは、これは普通に考えればそうなるのかなというふうに思っています。もし、答弁漏れがあったら、もう一回お願いいたします。

済みません、お金の話ですね。財源の話、お金ですけども、数億円から10億円、確かにお金はそれだけの幅があるかもしれませんが、いろいろな補助金、そういう目途も出てきたと、付けてこれたと。それから合併特例債、これの延長を、これは私、会長をしておりますけれども、全道のそういう協議会ですね、合併の会議で国に要望して延ばしてきたと。そしてまた、もっと裏財源、なるべく交付税も今、企画課長が話したとおり、今相当いい線進んでいるということでございます。確かに金額の幅は出るかもしれませんが、一般財源の支払う中においては、相当数、町の負担は少なくともやれるというような今見込みの中で進めていっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

佐藤議員。

○3番（佐藤昇君） 明日の一般質問でも、私、実は取り上げておまして、一般質問で質問することなくなってしまうのではないかなと思っているのですけれども、ただ、いずれにしても、今回出されたのは設計委託業務に関わる1,490万円の補正ということなのですけれども、ただ、先ほど来話ありましたように、全体的な構想なり計画、そういったものが明らかにならないと、今回の補正、例えば補正が通った後に、全体の中で、ではそれは認めないということにならないというふうに思いますから、その意味で今のうちにいろいろとわからない部分について、私のほうでちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

一つは、先ほど町長のほうから、委員会などでも説明しているというようにちょっとお話もあったのですけれども、ただ私、民生常任委員会に所属をしておりますけれども、そんなに多く説明は受けていないという認識を持っています。こちらのほうから、例えばさっき質問したものについても、明解に答えははっきり言ってもらっていないという面では非常に不満を持っています。したがって、そこら辺のところをもう少しやっただきたいというのがまず1点。

それから、将来的な構想なども含めて、できるだけ全体的な計画なども今考えていることがあれば明らかにしていきたい、そういうふうに思いますけれども、一つにグラウンドの2面をつくるということで、当然先ほどの話ではグラウンドのメンテナンスと申しますか管理、そんなにお金がかからないというような話もありましたけれども、いずれに

しても役場の職員の中でメンテナンスというのは、これはできないのではないかと私は思いますけれども、そうすると、当然メンテナンスの管理、そういったものを委託なりしていかなければいけないのではないかと思いますけれども、そういった受け皿となる業者あるいは団体を含めて、これは指定管理者ということで考えているのか、それとも業者などに指名競争入札なども含めて、そういった扱いでやろうというふうに考えているのかということがまず1点です。

もう一つは、土地の話もありましたけれども、将来的な整備計画も含めて、とりあえず2面のところの土地については確保したのだらうと思います。それ以外の将来的な整備計画の中に出ている今言われた体育館なり、あるいは野球場なり、サッカーグラウンドなり、それから通りなりと、そういったところの土地の買収の見込みというのは、今の時点でお持ちなのかどうか。（発言する者あり）

今日、いろいろな方からもまた意見出るとは思いますけれども、そういった意見を総合的に判断をして、明日もまた質問しますけれども、いずれにしてもせっかくの機会ですので、そういったことをとりあえずは聞いておきたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） あそこの将来的な活用方法ですね。これにつきましては先ほども言いましたけれども、プールの横に総合体育館をつくるのはもう既定のことだというふうに認識しております。そういう設計にもうなっておりますし、総合体育館はできるということで、その横に今2面、スポーツの施設できるわけでございますけれども、これ、いろいろな、やっぱり皆さん方の意見等あるのかもしれないけれども、今すぐということには、今スポーツ全天候型のグラウンド2面つくった後に、その後すぐに何々ができるということは今のところはまだ持ち合わせてはおりませんが、長い将来、先には、やはりスポーツ施設をあそこに集約していけるということが、やはりこれは遠軽町の将来にとってもいいことではないのかなというふうに思っております。

例えば今、合宿だとか大会とか来て、向遠軽のスポーツ公園、あそこにも野球場1面、ラグビー、サッカー場1面あります。河川敷にもありますが、これは本当に正直言って、今、使う側にとっては当時とまた違いますから、利用の形態がね。今すごい使われております。そうすると、やはり野球場、サッカー、ラグビー場、1、1あるというのは非常に使いづらいわけですよ。どうせなら両方、例えば野球場、サブ野球場。でなければ、サッカー、ラグビー場が2面とか3面とか、こういうふうなことがやはり理想ではないかというふうに思っています。ただ、それは、まだまだあそこの野球場も使えます。何十年先か

《平成26年9月16日》

わかりませんが、やはり私が今、もしできるのであれば、将来ああいう用地はそのための何とか空けておけばいいのではないのかなというふうには考えているところでございます。ただ、用地が空くと、何をしますかとかといういろいろ御質問も受けますけれど、そういったときにはやっぱり長い意味で辛抱して集約して行って、本当に使いやすくしていくというふうになったほうがいいのかなというふうに私は思っているところでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

奥田議員。

○5番（奥田 稔君） 関連するのでありますけれども、このスポーツ広場の考え方が民生常任委員会の中で説明がされた。しかし残念ながら、新聞報道はそれより大分前にされていると、こういったことで、私としてはやっぱりどうしても納得できないというか、やはり議員が知らないうちにマスコミ報道がされるということであれば、その中身はどうなのかと町民に聞かれても、なかなか説明ができません。

そして、今回、常任委員会の中で説明を受けたのですけれども、設計の委託料1,400万円ぐらいですか、それがどこまでの範疇なのかさっぱりわかりません。グラウンド2面なのか、あるいは今、町長が言われた総合体育館も含めて全部入っているのかどうか、きちっとやっぱりそこら辺色分けがされていないです。ですから、やはり説明するときには、この1,400何がしの委託料の範疇はここまでは、グラウンド2面だけだと、こういうことなのかどうか、やっぱりきちっと説明をしていただきたいと思っています。

それと、もう一つは、合宿誘致ということでありまして、今まで例えば遠軽に合宿誘致をして、遠軽のグラウンドを使って、ほかの町村に泊まったという事例はあったのかなかったのか、もしわかればお聞かせ願いたいのと、今度このスポーツ広場が完成した場合に、先ほど説明の中では約2,000人近くの人口の交流があったと、こういうことでは、遠軽町の中での宿泊可能数、これは大体800ぐらいというふうには、七、八百人と聞いたのですけれども、これはあくまでも部屋数に対する宿泊人数ですから、一般客そのほかが入ってくると、この800というのはどんどん減ってきます。この大会誘致、あるいは練習の合宿誘致をした場合に、遠軽町の中の宿泊施設で可能なのかどうか。もし、そうでないとしたら、せっかくなにもほかの市町村に泊まって通うということになれば何なりませんから、やはり宿泊施設の整備、こういったものもやっぱり今後必要になってくるだろうと思いますし、特に企業、大学、これらの合宿誘致については、一定の予算がついているからホテルでもいいかもしれません。しかし、少年あるいは高校生になると、なかなか高いホテルには泊まれませんから、そういったものも考慮しながら宿泊施設の整備と、こういったものも考えていく必要があるだろうと思っています。そこら辺について、考えがあればお示し願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） まず、1点目の常任委員会に説明する前に新聞報道というお話ございましたけれども、うちのほうで民生常任委員会に説明したのは26年9月3日でございます。新聞報道があったのは9月6日でございますので、説明の前に新聞に出たということは違うと思いますので御理解願いたいと思います。

それと、あと宿泊の数なのですけれども、前回の委員会でも御説明しましたけれども、今、奥田議員言われたような、大体800ぐらいが遠軽町全体の限度かなというふうに理解しております。ただ、今言われたように、ほかのお客様もおりますので、全部が全部使えるというわけでもありませんし、時期的にはやっぱりとれない場合もございます。

それと、今年なのですけれども、合宿は遠軽町でもらったのですけれども、宿泊する場所がないという形で、他の市町村に泊まった実例が1件ございます。実業団のチームだったのですけれども、本来は泊まりたかったのですけれども場所がなかったという形で、ちょっと違う市町村に行った経過がございます。

あと、その他に泊まった方なのですけれども、来年も来られるという形で、来年の分は今回既に遠軽町内に予約をして帰られたということも聞いてございますので、その部分については安堵かなと思いますけれども、今後、町長も言っていますように、いろいろな形で大会とか合宿とか来ますので、それも含めて何とか地元泊まっていたいただけるような努力はしていきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） あと、ちょっと追加でお話をいたします。

今、合宿については、できるだけ民間に泊まってくださいというふうに、その関係筋にはお願いしているのです。それはやはり、町の経済を回していくこともこれは一つ有効なことですから、そういうふうをお願いしています。ただし、先ほど来申していますけれども、この件については経済効果だけではなくて、まちづくりの大きな柱として教育というものがあるものですから、やはり少しでもこの地元の子供たちにそういう触れ合いを持たせてあげたい。そうすることによって、高校を維持することがこの地域を守るということでもありますので、そういった中で、高校生ですとか、そういった者はやはり民間に泊まれないと。そういうところは、町のいろいろな施設に安いお金で泊まっているわけでございます。そういった形で今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 委託料の内容なのですけれども、あくまでもスポーツ公園のラグビー、サッカー場の整備ということで、委員会でも説明しましたけれども、来年トイレ等の設計には入っていききたいという部分で、あくまでも体育館の部分は委託料の中には入ってございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 1点だけお聞きいたします。

今、町長のほうから将来的な展望も聞きましたけれども、あそこの場所のスポーツ公園はよろしいかなと思うのですが、ただ、北側のほうに今、平成42年までですか、町営住宅ふくろ団地が計画されております。あそこには何百人の町民の皆さんが住むという構想でございますけれども、今の住宅のふくろ団地のストック計画等々の影響を見直すというのは影響はありませんか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 住宅の計画についてでございますけれども、現在の都市計画関係の見直し作業を進めていますけれども、ちょうど現在計画している範囲というのは、住居系の地域ということで指定されていますので、観覧施設を伴うような施設というのは住宅側にはできないと。一方で、残りの部分は現在白地でありまして、そちら側に今回の計画はあるわけで、住宅のほうの計画については今後とも変更する予定はございません。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

実は、この議案書が配られて以降、実は私どもの会派で勉強会をさせていただきました。この中で、やはり今回のこの委託料の提案というのが、やっぱり唐突過ぎるのではないかという意見がその学習会の中で出てまいりました。といいますのは、あそこは当初買ったときの図面というのは、先ほど稲場議員も質問をいたしましたけれども、温水プール、そして総合体育館、そして文化センター、これは駐車場も含めましてきちんと駐車場からおりて歩いてゆっくりと入れる、そういった用地を確保するということが当初の用地を購入するときの図面として実は私も持っているのですが、そういうような構想のあった中で、唐突に今回ラグビー、サッカーを兼ねたグラウンドを2面整備をするということが出てきたことでそういう話に実はなりました。

といいますのは、遠軽町、今日まで文化センターを建設してほしいという要望がございまして、そのための検討する団体もあって、今回、町のほうに答申をして、文化センターの場所として、今、福祉センターの建設用地として想定をされているようですが、あの土地が実は答申をされてきたという経緯もございまして。文化センターを建てないという最終決断をきちんと明確にしない状況の中で、この建設用地として取得したであろう今の用地を、ラグビー、サッカーの整備をするということについては、果たして手続上問題はないのかなというように実は気をいたしております。ただ、私どもはあそこにそういったものをつくるのがだめだと思って言っているわけではありません。やはり手続上の問題として、果たしてどうなのかというのがまず1点ございます。

それと同時に、先ほど佐々木町長の答弁にもありましたけれども、温水プールを建てたときの設計に総合体育館を隣接地に建設をすると、そこをつなぐということで温水プールの一部分を壁を薄くして建設をしているという状況もございまして、あそこに総合体育館を移設をするというのも、これもまたもう10年ぐらい前からの構想としてあるわけであ

りまして、その総合体育館の移設時期が明確にならない現状の中で、なぜそれではその文化センター建設用地、僕個人だけがそう思っているのかもしれませんが、その用地の中に唐突にそのラグビー、サッカーの2面が出てきたのかなというような実は気がいたしております。

そういった立場でちょっとお聞きをしたいのですが、今現在、河川敷に2面、そして陸上競技場の中に1面整備をされております。これ、サッカー、ラグビー兼用のグラウンドでございます。このグラウンドの3面の利用率、現在の利用率、合宿も結構入っているというふうに話もございしますが、その合宿が入った段階でもそこは使われていると思いますが、その現在ある3面のグラウンドの利用率がどの程度なのか、まずお尋ねをいたします。この利用率が100%きちんと使われていますと、それでも足りないぐらい合宿に来てくれる団体があるのですと。したがって、2面がさらに必要なのですというなら私も理解をいたします。まず、その利用率についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それと同時に、この間、委員会の中でも説明をされて、図面も見せていただきましたが、道路を挟んだ民地を将来的には町として買わせていただいて、野球場、先ほど佐々木町長も言っていましたけれども、何かグラウンド、野球場とサブ球場というのですかね、要するに2面あったほうが大会なんかやるときでも楽だろうということなども含めて、そういった構想もあるやにも聞いております。そういった意味でいうと、その時期が一体いつごろ想定をされているのかですね。先ほど佐々木町長が言ったように、10年という長いスパンの中で、将来的にそういったスポーツ施設の整備が必要だという構想に基づいて、先に用地を取得して10年そうしたら遊ばせるのかと、建設までの間ですね。その辺の考え方もあるのかどうか含めてお尋ねをしたいというふうに思います。やはり建てる以上は有効的に活用されて、無駄がないという施設でなければ私は原則いけないのだろうと。100%いけないとは言いませんが、基本だろうというふうに思っていますので、その辺をお聞かせをいただきたいのと、それと最後になりますが、私、先ほども町長が各常任委員会に事前に御説明をしていますという話をされています。こういった事業の提案というのは、私は以前からそう言っているのですが、本会議場で議案として提案をされて初めて議題だと、私はそう思っています。したがって、その前の委員会の説明は、提案に至るまでの事前の説明だというふうに私は受け止めておまして、初めて今日ここで説明をされて提案がなされたらと、正式に提案がされたというふうに理解するものですから、その辺は町長として提案を今日なのか、それとも委員会で説明をしたときを提案と考えているのか、その辺の考え方も合わせてお尋ねをしたいというふうに思っております。

それと、これも繰り返しになるのかもしれませんが、やっぱり教育が遠軽町の大きな柱だということで、子供たちの競技力の向上ということであるという、確かに野球にしてもサッカー、あるいはラグビーにしても、今の遠軽高校のこの活躍を見れば、それを一つのステップにして、さらに上の段階まで引き上げたいという思いはあるのだろうと思いますし、そういった関係者の方々も多くいらっしゃるというのもよく理解をいたします。た

だ、その問題と、グラウンドを増設するというこの意味合いというのは私は違うと思いますので、その辺の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（前田篤秀君） それでは、会議を再開します。

門脇社会教育課参事。

○社会教育課参事（門脇和仁君） それでは、山田議員から御質問のありました利用率というお話なのですが、ちょっと利用率につきましては詳細を調べるのに大分時間がかかりますので、もしよろしければですが、昨年度の利用状況、利用人数についてお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでございますか。（発言する者あり）

それでは、えんがる多目的広場につきましては、昨年1万6,050名の利用がございます。それから、湧別川多目的広場につきましては4,550名の利用、それから湧別川球技場につきましては1万400名の利用となっております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 福祉センターと、それから今グラウンドをつくる場所の将来構想についてのお話をまとめてまず一つお話しさせていただきますと、今私どもはやっぱり全天候型のグラウンド2面、あそこで提案しているわけでありますから、あそこに福祉センターは私の考えではないということであります。ただ、町の土地でなければ、福路地区にはまだ用地はあるのだろうとは思いますが、今のところには当然ないというふうには私は考えております。

そして、将来、その前に、あそこに文化センターが絵に描いてあったということですが、あれはやはり、今回お出しした絵にも、野球場の絵なりも向かい側に書いてあるのもありますけれども、あれは全くの本当の机の上だけの話でありまして、当時もあれはやっぱり用地を購入するために最大限大きいようなものを入れて描いてあるのだということで御理解を願いたいというふうに思います。

そして、将来的なことについて、総合体育館については、やはりプールに併設されていくのが今一番妥当な考えではないのかなというふうに思います。ただ、これも将来、今10年後なのかどうかということは、私も今そこまでは考えておりません。できるだけ長く今の施設で使用していくということが望ましいのだろうというふうには思っております。

そして、野球場、本グラウンド、サブグラウンドとかの今お話も先ほどございましたけれども、それについても、今、向遠軽にあるの、これは10年とかの恐らくスパンではないと思います。もっと長い先のことになるとは思いますが、やはりこれを今どこまで私の考えが通じるかわかりませんが、そんな長い先の話ですね、10年以上先の話で

《平成26年9月16日》

しょうから、もしかしたら20年とかもっと先かもしれませんけれども、やっぱりそういったときの将来の遠軽のために、私はやっぱりそういうスペースをちゃんと考えながら施設をつくっていくということでありまして、そういった意味からやはり、できる限りスポーツならスポーツの施設で集約をしていったほうが将来の町のためになるのだろうなというふうに思っております。

それから、議案の提出の形の話になりますけれども、先ほども申しましたけれども、委員会に私どもは提案をさせていただいていると。そして山田議員のおっしゃるとおり、確かに正式なのは僕も本会議だと思います。本会議で出して、これはもうガチンコでがんがんいろいろ議論して進めていくということだとは思いますが、私どもやはり今までの長い議会との関係の中で、いろいろなやっぱりルールがあったというふうに私も職員のときから認識しております。例えば新年度予算でしたら、議長と、当時副議長さんのほうにお話してからマスコミに出しますよとか、そういったことを私も今も委員会に出してから踏襲しているつもりであります。ただこれも、これはお互いにやっぱり議会を円滑に運営するためにそういうふうに決めてきたことでもありますから、これがもし変わっていくのであれば、またこれはお互いの話になろうかと思っております。基本的には、やはり私どもマスコミにどの段階で出しても本来は問題はないと思っておりますが、やはりそういったルールをつくってきたから、そういったことを今までも踏襲してまいりましたので、こういった出し方をさせていただいたということでございます。

それからもう一つ、やっぱり財源というのは議案提出をするのに非常に大事でありまして、補助金ですね、確かに合併特例債も延びました、交付税もある程度将来相当いい、今感じていけるかなという自信もありますけれども、やはりその中でも少しでも一般財源を使わないで仕事を進めていくというスタンスでおりますので、補助金の折衝をしてきたわけですね。それに対して、やはりちょっと形も出てきましたので、やはり今の段階で遠軽町の意味もしっかり出しておくという意味で今議会に提案させていただいたということでございます。

それから、さっき私、子供たちの競技力の向上とかという言葉をちょっと使っていたけれども、やはりこれはスポーツ力の向上でありまして、ひいては教育力の向上につながるというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山田議員。

○6番（山田和夫君） お話を聞いて、大体は理解をいたします。ただ、やはり4年に1回のワールドカップですとか、あるいは何十年に1回のオリンピックだとか、あるいは合宿だとかということになりますと、やはり町内の体制も整えて、施設を整備するだけではなくて、やはり合宿を誘致する、そのための人的配置、こういったものもやっぱりきちんと整備をする中で、やはり合宿に来てもらう団体を増やしていくということも必要だろう

と思います。遠軽町も今日まで横溝さんでしたか、お願いをして合宿誘致などに働いていただきました。彼も年齢を重ねて非常に今そういう状況でもないということもありますから、やはり今一度、そういった合宿誘致のための人的配置などを含めてきちんと手配をする中で、やはり合宿を強力に進めてもらいたいというふうに思いますが、最後その点の考え方だけちょっとお聞かせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今の体制の問題でございます。しっかりとですね、やっぱり箱だけできてもそれを推進するマンパワーというのは必要ですから、そういったものをしっかりと整えていきたいというふうには考えております。ただ、オリンピック、ワールドカップも、もう動いているところは大分前から動いているのですよ。これはもうやっぱり、仕事というのは何でもそうですけれども、物によっていろいろ違いますけれども、やっぱり表に出るまでに相当動いていかないと仕事というのはほとんどうまく進まないというふうに思います。だから、そういった意味で、これもうまく誘致できるかもわかりませんし、実はいろいろな問題もあるというふうにも聞いておりますから、ここはだから今、いろいろな情報を実は収集している段階であります。そういったことも踏まえながら、マンパワーの向上にも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 同じく、この設計委託料なのですけれども、1,490万円という数字を出すからには、これは町のほうとしてどういう基準でこの1,490万円という数字を出したのか。この事業をやるに当たって、専門部署のような形で議論されたのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 中川原経済部技監。

○経済部技監（中川原英明君） この委託費の内訳でございますけれども、先ほど来説明がありますように、サッカー、ラグビー兼用のスポーツ施設2面の実施設計委託でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 2面の委託料はわかるのですけれども、何を基準に出したのかということをお聞きしたいのです。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 積算基準ということでございますけれども、公園設計の歩掛りというものがございます。その中の面積による積算ということで、道の単価を利用して積算した額となっております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） もう1点聞いているのですけれども、この事業をやるに当たっ

て、専門的に何か打ち合わせ、職員の中のそういうあれはあったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 専門的な部分で、関係部署の職員で施設を見学にも行ってありますし、当たるに当たりますは、関係部署、企画、教育委員会、建設課と協議をしながら進めておりますので、詳細については今回実施設計をかけさせていただいて、その中でまた詳細については委員会のほうに報告をさせていただく形になりますので、よろしくをお願いします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 確認の意味なのですけれども、先ほど誰かちょっと記憶にありませんけれども、唐突に委員会に提案されたということが二、三上がっていますが、これは確認なのです。総務部長、遠軽町まちづくり基本条例というところの第33条に何が書かれているか御存じでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 特には覚えておりません。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） では、さわりだけ。第33条には、政策決定過程へ町民を参画させましょうという1条があります。今回のこの体育施設の設計については、今の部長の話では教育委員会、関係部署と相談しながらやってきたと言いますが、確かに私も、この議会が始まる直近の委員会で総務部長の説明を受けて、確かにこれは提示された図面というのはあくまでも架空といったら失礼なのですが、用地を取得先行するためのというふうに僕は理解していましたので、この絵がそのまま実施されるとは思っておりません。そのようには部長も言ったような気がします、とにかく提案されてきた議題というのは、ある程度時間かけないと僕らも理解できないところなのです。真っ白な頭の中にいろいろなものを突っ込まれても、頭のいい方は違うのでしょうか、ちょっと時間かかってしまって、質問のポイントを探り出すところがちょっとできにくい、時間がなければですね。だからその辺のところは、この第33条を活用していただいて、これから提案していただきたいのですが、その辺はいかがでしょうか、今後の話なのですが。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今、政策決定に当たり、町民の意思を聞き取りという部分なのですけれども、いろいろ物によるとは思うのですよね。やはり前回の文化センター等については、そういう手続を踏みながらやっていこうという部分でやってございますし、やはり今回の部分について、それをどういう形で町民に聞くかという、それは案件の中で判断をしていかなければならないのではないかというふうには考えてございます。ただ、やはりやるにしても、町長、先ほどから申していますとおり、やっぱり財源の部分がある程度見えてこないといけない。大まかなものについては、今、総合計画をやっております

けれども、その中で全体的に案件として大きいものは上げて、それは財源の見通しによって前後することはあると思いますけれども、そういうものは町民の方の意見を聞いた中で政策決定していくという形になりますので、案件によっていろいろとこういうこともあるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10 款地方交付税、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 14 款国庫支出金、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15 款道支出金、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17 款寄附金、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18 款繰入金、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 19 款繰越金、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 20 款諸収入、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21 款町債、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第3表、債務負担行為補正、4 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6 款諸支出金、8 ページから9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

9 款繰越金、6 ページから7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1 款個別排水処理費、9 ページから10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1 款分担金及び負担金、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2 款使用料及び手数料、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4 款繰越金、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6 款町債、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、実質計画、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を省略して補正予算明細に入ります。

収益的収入及び支出、5 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、6 ページ。

稲場議員。

○4 番（稲場仁子君） 今回の事業なのですけれども、ロッジ周辺整備、サービスエリアになる、インターになるサービスエリアをつくりたいということで、汚水処理という部分で、区域の拡大と管渠の設計ということなのですけれども、その部分に関しては理解できるのですけれども、例えばその根拠となる交通量がどのぐらいあって、どのぐらいの人方が利用するのだよと。それから、その部分にどういう、今現在あるロッジも直すのだと思うのですけれども、どういうものが、物販だけでなく食堂がどのぐらい入るとか、そうい

う根拠というのが非常に不明瞭なのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今回の事業ですけれども、一応根拠という形で申し上げますと、現在高規格道路が来ております丸瀬布インターまで、丸瀬布インターチェンジの利用者数等を調べてございます。全部が全部こちらまで来るかどうかちょっと別といたしまして、年間で約97万人ほど丸瀬布の道の駅を利用してございます。ピーク時になりますと、やっぱり1万人を超える方が一日そこを利用するということになりますので、当然、合併浄化槽等下水道という形で2者いろいろ担当課等含めて協議をさせていただきました。その中でいきますと、やっぱり合併浄化槽ですと、なかなか処理が難しいのではないかと形になりましたので、今回下水道という形で考えさせてもらっています。

それで、それと含めて、今コンサルにかけているのですけれども、周辺の道の駅の状況ですとか今後の利用状況等々そういうのを含めて、建物はどれぐらい必要なのか、駐車場がどれぐらい必要なのか、その辺も含めて今調査している段階でございますので、今現在でどれぐらいの大きさの建物が必要だとかというのがまだ出ておりませんが、来年の2月ぐらいまでに期間ありますので、その辺も含めながら調査をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解してもらいたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 今現在、12月議会でしたか、確かサービスエリア、ロッジ周辺の整備の調査設計ということで予算を組んで今現在やられているのだと思うのですけれども、その結果を踏まえた中でどういう、例えば今ロッジに入っている食堂だけでいいのか、新たな食堂ができるのか。今回は、白滝方式で町民も利用できるような形態にするという説明を伺っているのですけれども、そうだとすると町民の利用がどの程度見込めるのかとか、将来的にはこれも5年ぐらいではちょっと無理なのだろうなどは思うのですけれども、将来的には水穂のあたりにどうも遠軽北見道路とのジャンクション、こっちが繋がると下のほうにジャンクションができる方向で進んでいるようで、そういうものもきちっと想定に入れた中で検討していくべきだと思うのです。少なくとも、そのロッジ周辺の今調査かけている部分の答えが出てこない中で、下水道の部分だけ先行してやるというのが、区域の見直しに関してはともかくとして、配水の流量が現状では足りないのもう1本いわね大橋のところ増設というか、新たに1本かけるということなのですけれども、例えばある程度流量を見込まないと、管の太さをどのぐらいにするのかとかそういう部分も出てこないのではないかなと素人ながら思うのですけれども、そういった意味で、ちょっとなぜこの下水処理の部分だけぽんと出てくるのかなという部分で、まだちょっと納得できないのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） なぜ今の時期、下水道の計画が出てくるかということについては、先ほどから稲場議員言われていますように高規格道路については国が整備をされて

いるということで、近々、瀬戸瀬インターが開通すると。そうしたら、当然、今の豊里 I C、仮称ですけれども、これもそんなに遅くない時期に整備されると。当然それに合わせていくと、遅れれば遅れるほど、要するに計画をつくって管を整備していく、逆算していくと、やはり今の時期に委託を上げていかないと、逆に言ったら間に合わない状況が来ると。やはり計画も 1 年 2 年かかりますから、そして、それから当然下水道の管を整備していくと。合わせて、そこの周辺の整備を同時並行していかないと、やはり時期的に今のタイミングでないちょっと間に合わないということで今回補正を上げさせていただいてるので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4 番（稲場仁子君） 瀬戸瀬の開通が 28 年度を予定しているということで、一部瀬戸瀬から遠軽寄りのほうも何か工事かかり出したところもあるようですけれども、瀬戸瀬開通後さらに 3 年 4 年はかかるのかなと。それは私の勝手な考えなのですが、あるいはもっと早くできるのかもしれないですけれども、何かやはりさっきの（仮称）スポーツ広場ではないですけれども、やっぱり全体像が出てこない中で個別の部分だけぽこっと出てくるというのは、何ともちょっと違和感を感じるのですね。

それと、関連になって大変申しわけないのですが、豊里インターチェンジにサービシエリアをつくったときに、では現状、白滝の今、道の駅ございますよね、その白滝の道の駅の利用というのは減るのかな。丸瀬布の道の駅、これも高規格がこちら側に通る時点で利用はかなり、当然さっきのお話でも、車がそのままこっちに流れてくるというようなことを、全部ではないけれどもかなりの量が流れてくるというようなことを想定しているのですけれども、そういった部分で、今後、豊里に道の駅的なものをつくるとなると、三つの施設を、三つの道の駅を遠軽町で抱えていかなければいけないということになるのですけれども、白滝や丸瀬布の道の駅に対しては今後どのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） まず 1 点目の、何でこの時期かということは、うちの内部でも協議しておりますけれども、今の時期に上げて、やはり想定する部分としては完成までにぎりぎり間に合うか間に合わないかということで、四、五年という形ですけれども、実際動き出すと、やはり四、五年で本当に整備できるかという部分も、今、国とか河川の協議もありますし、やはり工事をやっていく中で、その辺は担当レベルと協議をしながら上げているということで、まず御理解をいただきたいと思います。

今、三つの道の駅的な施設ですね、今回ちょうどロッジ等も併設するような形ではなるかと思うのですが、やはり交通量については当然今までと違って、流通は遠軽の豊里 I C、仮称ができれば、やはりそこに集中するのではないかとそういう想定はしておりますけれども、今後の今、旭川紋別自動車道、遠軽北見道路の利用の形態によってはまた交通量も変わってくると思いますけれども、現在のところは先ほど課長が申したとおり、

それぐらいは想定できるのではないかと。やはりそれに対応できるものはつくっていかなければならないということで、当然ほかのところについて丸瀬布はかなり落ちるのではないかと想定しておりますけれども、やはり皆さんが全く利用しないという形にはならないものですから、当然必要なものについては維持管理をしていくという形になりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） ちょっと、よくわからないので質問いたします。

下水道のこの関係なのですけれども、これはいわゆる町の都市計画審議会との関わりというのは、これ、ないのですか。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 都市計画審議会の関わりというのは、あります。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 都市計画審議会の関係でいいますと、ちょっといつだったかわからないくらい前に顔合わせ的に都市計画審議会が1回開催されているのですけれども、この種の下水の関係のものというのは、事前に都市計画審議会の中にきちっと出して、その上で了解をとってから進められるべきものではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 一応、昨年も都市計画の区域の見直し等の中で下水道の区域も見直しておりますけれども、今回また拡張ということで、インターに関連した区域のほうまで延ばすということで、今後また都市計画審議会のほうの関係も委託をかけてから開催したいとは思っております。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 最後の質問で、その扱い方がちょっとよくわからないということもあって言っているのですけれども、どちらが先なのかというような問題というのは、私の言っていることがどうなのかわかりませんが、扱うのがどっちが先なのかというのは、どうなのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 都市計画法によって、下水道の区域のほうもいわゆる決まるということで、都市計画が先行した計画を持った中で、その中の下水道の整備という位置付けになります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 今の説明で言いますと、私、昨年まで都市計画審議会にいて、この部分での豊里の公営住宅の入り口のところから変電所までの間の区間というのは、拡張

というのは昨年までの都市計画審議会には一切出ていませんよね。したがって、都市計画審議会の中でもそれを認めたという経緯にはなっていません。しかし今回、この提案がされていますから、今、課長が言うように、都市計画審議会での審議が先だというのだったならば、今回ここに提案をする前に都市計画審議会を開いていただいて、そこで答申をいただいて、それから初めて今回のこの9月の議会に提案という形で出てくると、出すべきだというふうに佐藤議員は言っているのだと思うのですが、そうなるべきではなかったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 今、山田議員がおっしゃったとおり、ある程度うちのほうも委託をかけた中で資料をつくった中で審議会にかけるといふ流れになってきます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 今の答弁と、先ほど佐藤議員に対する答弁でいうと、いや、審議会のほうが先ですと、佐藤議員にはそう答えましたよね。ところが今は、あくまでも今回この実施設計をやって、それに基づいて都市計画審議会やって、そして答申をもらうのだと。流れとしてはそうだということですから、先ほどの佐藤議員に対する答弁と私に対する答弁とまるっきり真逆の答えになっているというふうに思うのですが、どちらがどちらなのかちょっと整理していただければ。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 都市計画審議会の関係ですので、私からお答えしたいと思います。

都市計画審議会に議案を提出する際には、一定程度計画、それからどういうルートでなぜ必要なかをルートを決めた上で精査してから、また橋をどうする、橋にかけるですね、そういったものを精査した上で御提案しているわけでありまして。今回は、実施設計の前段に当たりますそうした調査、計画のための一部計算関係を含めた準備の委託でありますので、それらを受けて都市計画審議会にこういうことでどうでしょうかという御提案をすることになります。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） ということは、先ほどの久保課長の都市計画審議会にかけるといふのが先だということではなくて、今のこの順番が正しいということと理解していいわけですね。

そうしたら、最後の質問になりますが、実は今回出されている場所というのは、豊里の公営住宅のところから変電所までの区間ですよ、拡大区域というのは。ところが、インターまでということになりますと、その変電所のところT字のところから、今度、今のスキー場の入口を含めて、あそこまで今度国道の縁を行って管をつなぐということになるわけですよ。その部分の区域の拡大というのは、その部分の見込みはいつを予定されるのですか。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 今、お示ししている豊里区域の部分の拡大について、いわゆる道の駅のインターのほうの区域としては区域外になりまして、それについては区域外ですが特化した区域ということの区域外流入という位置付けで、際まで区域を広げないと、道とも協議をしているのですけれども、そういった中で流入を認めていただくという中身の下打ち合わせはしております。ですから、最終的には区域外という位置付けにはなりません。

○議長（前田篤秀君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案4件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第12号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成26年9月16日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 認定第1号から日程第31 認定第8号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第24 認定第1号平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第2号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第3号平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第4号平成25年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第5号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29 認定第6号平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第7号平成25年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第31 認定第8号平成25年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上8件は関係がありますので一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

小野寺会計管理者。

○会計管理者（小野寺 健君） 地方自治法第233条第3項の規定による平成25年度遠軽町各会計ごとの決算認定につきまして、認定第1号平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、6会計の決算概要につきまして説明をさせていただきます。

説明資料につきましては、お手元の赤番3番、4番、6番、7番及び8番でございます。赤番3番は、一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書です。続いて、赤番4番は、歳入歳出決算概要説明書。次に、赤番6番は、地方自治法の規定に基づく主要な施策の成果説明書です。赤番7番は、同じく地方自治法の規定に基づく監査委員の歳入歳出決算審査意見書です。赤番8番は、同じく地方自治法の規定に基づく監査委員の基金運用状況審査意見書です。

それでは、認定第1号平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算書について説明をさせていただきます。

赤番3番、歳入歳出決算書をごらんください。

決算書の1ページから4ページは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計は156億4,118万2,435円です。右列に移りまして、不納欠損額の合計は505万152円です。なお、不納欠損額の内訳は、赤番4番、決算概要説明書の7、不納欠損額調べをごらん願います。

《平成26年9月16日》

次の列、収入未済額の合計は2億3,340万3,634円で、内訳は、同じく別冊、決算概要説明書の5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調べをごらん願います。

決算額に戻りまして、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額になります。

8ページをお開き願います。

8ページの左列、支出済額の歳出合計は153億7,763万8,385円です。

右列に移りまして、翌年度繰越額の合計は3億7,346万円です。次の列、不用額の合計は3億480万8,615円になります。

7ページに戻りまして、欄外に記載の歳入歳出差引残額は2億6,354万4,050円で、このうち1億300万円を地方自治法の規定によりまして財政調整基金に繰り入れたものです。

次に、歳入歳出決算事項別明細につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、9ページから200ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

続けて、実質収支に関する調書につきまして、201ページをお開き願います。

表の5、実質収支額は2億551万6,000円です。その下6、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額は1億300万円で、これは先ほどと同じ財政調整基金に繰り入れをしております。

続きまして、認定第2号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について説明をさせていただきます。

決算書の202ページをお開き願います。

202ページ及び203ページは、歳入に係る決算額で、203ページの左列、収入済額の歳入合計は25億7,883万2,328円です。右列に移りまして、不納欠損額の合計は828万4,500円です。なお、不納欠損額の内訳は、赤番4番、決算概要説明書の7、不納欠損額調べをごらん願います。

次の列、収入未済額の合計は1億704万4,294円で、内訳は、同じく別冊の決算概要説明書、5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調べをごらん願います。

次に、204ページをお開き願います。

204ページ及び205ページは、歳出に係る決算額です。205ページの左列、支出済額の歳出合計は24億9,913万118円です。右列に移りまして、翌年度繰越額の合計はゼロ円です。

次に、不用額の合計は7,105万882円です。

204ページに戻りまして、欄外に記載の歳入歳出差引残額は7,970万2,210円となります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細の説明は省略させていただきますが、206ページから225ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしております

《平成26年9月16日》

すので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、226ページをお開き願います。

226ページ、表の5、実質収支額は7,970万2,000円となります。

次に、認定第3号平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について説明をさせていただきます。

227ページをお開き願います。

227ページ及び228ページは歳入に係る決算額で、228ページ左列、収入済額の歳入合計は2億8,722万1,520円となります。右列に移りまして、不納欠損額の合計は12万8,500円です。

なお、不納欠損の内訳は赤番4番決算概要説明書の7、不納欠損額調べをごらん願います。

次の列、収入未済額の合計は54万4,892円で、内訳は同じく別冊決算概要書5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調べをごらん願います。

次に、229ページをお開き願います。

229ページ及び230ページは、歳出に係る決算額です。230ページ左列、支出済額の歳出合計は2億8,536万9,881円です。右列に移ります。翌年度繰越額の合計はゼロ円です。

次に、不用額の合計は142万2,119円です。

229ページに戻りまして、欄外に記載の歳入歳出差引残額は185万1,639円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略させていただきますが、231ページから234ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、235ページをお開き願います。

表の5、実質収支額は185万1,000円となります。

それでは次に、認定第4号平成25年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算書について説明をさせていただきます。

決算書の236ページをお開き願います。

236ページ及び237ページは歳入に係る決算額で、237ページ左列、収入済額の歳入合計は15億3,523万4,397円となります。右列に移りまして、不納欠損額の合計は71万5,300円です。不納欠損額の内訳は、赤番4番、決算概要説明書、7、不納欠損額調べをごらん願います。

次に、収入未済額の合計は229万2,782円で、内訳につきましては、別冊決算概要説明書の5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調べをごらんいただきたいと思います。

次に、238ページをお開き願います。

《平成26年9月16日》

238ページ及び239ページは、歳出に係る決算額です。239ページ左列、支出済額の歳出合計は14億9,900万6,936円です。右列、翌年度繰越額の合計はゼロ円です。

次に、不用額の合計は3,751万5,064円になります。

238ページに戻りまして、欄外、歳入歳出差引残額は3,622万7,461円となります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、240ページから251ページまで、詳細説明は省略をさせていただきますが、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、252ページをお開き願います。

表の5、実質収支額は3,622万7,000円となります。

それでは続きまして、認定第5号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算書について説明をさせていただきます。

決算書の253ページ。

253ページ及び254ページは歳入に係る決算額で、254ページ左列、収入済額の歳入合計は591万3,207円です。右列に移りまして、不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円です。

255ページをお開き願います。

255ページ及び256ページは歳出に係る決算額で、256ページ、支出済額の歳出合計は557万9,419円です。右列、翌年度繰越額の合計はゼロ円です。

次に、不用額の合計は37万2,581円となります。

255ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は33万3,788円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、257ページから260ページまで、詳細説明は省略をさせていただきますが、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、261ページ、実質収支に関する調書につきまして、表中5、実質収支額は33万3,000円となります。

続きまして、認定第6号平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書について説明をさせていただきます。

決算書の262ページをお開き願います。

262、263ページは歳入に係る決算額で、263ページ、収入済額の歳入合計は841万5,579円です。右列、不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円になります。

次に、264ページをお開き願います。

264ページ、265ページは、歳出に係る決算額です。265ページ、支出済額の歳出合計は841万5,579円となります。右列、翌年度繰越額の合計はゼロ円。

《平成26年9月16日》

次に、不用額の合計は421円となります。

264ページに戻りまして、欄外の歳入歳出差引残額はゼロ円となります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書、266ページから269ページまで、詳細説明は省略をさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、270ページ、実質収支に関する調書につきまして、表中5、実質収支額はゼロ円となります。

次に、決算書の271ページから279ページまでは、平成25年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載をしております。詳細については省略をさせていただきます。

次に、別冊赤番4番、平成25年度遠軽町一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書をごらん願います。

1ページをお開き願います。

1ページ、2ページは、会計別決算額総括表です。

1ページ上段、一般会計の歳入の予算額(A)及び2ページ、同じく一般会計の歳出の予算額(C)は、平成24年度繰越明許費の額7億4,366万1,000円を含むものでございます。

同じく1ページ、一般会計の歳入の差し引き(B-A)は、平成25年度繰越明許費に係る未収入特定財源の額3億1,543万2,000円を含むものです。

2ページになります。

一般会計の歳出の差し引き(C-D)は、平成25年度繰越明許費の額3億7,346万円を含むものです。その右端の列、一般会計の歳入歳出差引残額(B-D)、平成25年度繰越明許費に係る一般財源の額5,802万8,000円を含むものでございます。

次に、3ページから24ページは、各会計の歳入歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について、前年度と比較したものでございます。

25ページをお開き願います。

次に、25ページ及び26ページは、3、歳入・歳出決算額構成表で、一般会計の歳入歳出決算額の構成を円グラフにより表したものです。詳細については省略をさせていただきます。

次に、27ページから44ページは、4、各款の中で節の占める金額及び比率を各会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳でございます。詳細については、これも省略をさせていただきます。

次に、45ページ及び46ページは、5、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものでございます。

次に、47ページから52ページは、6、収入未済額調で、町税以外の収入未済額の内訳でございます。

次に、53ページから60ページは、7、不納欠損額調で、平成25年度における不納

欠損額の年度別内訳でございます。

次に、61ページから64ページは、8、給与費決算調書で、各項における給与費の内訳でございます。

続きまして、65ページ及び66ページは、9、公債費に関する調で、各会計ごとの起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものでございます。

67ページ及び68ページは、10、基金運用状況でございます。基金ごとの内訳でございます。決算年度末現在高（I）につきましては、79億6,634万5,139円となります。また、本年5月末現在高（P）は、93億9,369万9,186円となります。

次に、平成25年度定額運用基金運用状況につきまして、69ページをお開き願います。

69ページは、遠軽町土地開発基金運用状況、次の70ページは、遠軽町奨学資金貸付基金運用状況のそれぞれ内訳になっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

その他、お手元の別冊資料、赤番6番、7番、8番につきましては詳細説明を省略をさせていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、平成25年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算概要につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 平成25年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第7号平成25年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第8号平成25年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

説明資料は、配付の赤番5と赤番10です。赤番5は、水道会計及び下水道会計の決算書、赤番10は、監査委員の企業会計決算審査意見書でございます。

それでは、認定第7号平成25年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明いたします。1ページから4ページまでは、平成25年度遠軽町水道事業決算報告書でありまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページは、収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額4億6,541万294円です。

2ページは支出で、第1款水道事業費用は第1項営業費用から第4項予備費までを合わせて、決算額4億5,013万5,550円です。

3ページは、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項他会計補助金から第2項分担金までを合わせて、決算額858万2,700円です。

4ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項予備費までを合わせて、決算額2億5,571万8,499円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,713万5,799円は、過年

《平成26年9月16日》

度分損益勘定留保資金1億1,711万6,510円、当年度分損益勘定留保資金1億442万4,515円、減債積立金2,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額559万4,774円で補填したところでございます。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書で、当年度純利益は791万7,349円となっています。6ページは剰余金計算書で、7ページは剰余金処分計算書です。8ページから10ページは、平成26年3月31日現在の貸借対照表でございます。

11ページから決算附属書類は、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、認定第8号平成25年度遠軽町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

32ページから35ページまでは、平成25年度遠軽町下水道事業決算報告書でありまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しています。

32ページは、収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額8億3,572万6,879円です。

33ページは支出で、第1款下水道事業費用、第1項営業費用から4項予備費まで、合わせて決算額7億9,288万2,612円です。

34ページは、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は第1項企業債から第5項分担金及び負担金までを合わせて、決算額3億5,464万6,637円です。

35ページは支出で、第1款資本的支出、第1項建設改良費から第3項予備費まで、合わせて決算額8億2,401万4,876円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億6,936万8,239円は、過年度分損益勘定留保資金2,411万211円、当年度分損益勘定留保資金4億3,528万5,125円、減債積立金673万9,413円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額323万3,490円で補填したところでございます。

次に、財務諸表ですが、36ページの損益計算書では、当年度純利益が3,961万777円となっております。

37ページは剰余金計算書、38ページは剰余金処分計算書です。39ページから41ページは、平成26年3月31日現在の貸借対照表です。

42ページからの決算附属書類は、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番10の遠軽町企業会計審査意見書は、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査における監査委員からの意見書であります。御参照願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

《平成26年9月16日》

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

一括上程いたしました平成25年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成25年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩いたします。

午後 3時31分 休憩

午後 4時12分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に黒坂議員、副委員長に阿部議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会とします。

午後 4時13分 延会

（印）

（署名欄）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議

長 為 田 篤 秀

署

名

議

員 山 田 和 夫

署

名

議

員 根 直 樹